
令和7年 3 月 宇 美 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第3日)

令和7年3月11日 (火曜日)

提出された案件は次のとおり

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員 (12名)

1 番 小林 孝昭	2 番 安川 禎幸
3 番 高橋 紳章	4 番 丸山 康夫
5 番 平野 龍彦	6 番 安川 繁典
7 番 入江 政行	8 番 黒川 悟
9 番 鳴海 圭矢	10 番 白水 英至
11 番 藤木 泰	12 番 古賀ひろ子

欠席議員 (なし)

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 太田 美和
書記 中山 直子 書記 松田 好弘

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	安川 茂伸	副町長 ……………	原田 和幸
副町長 ……………	一木 孝敏	教育長 ……………	折居 邦成
総務課長 ……………	八島 勝行	地域コミュニティ課長 ……	太田 一男
シティプロモーション課長 ……	瓦田 浩一	企画財政課長 ……………	工藤 正人
税務課長 ……………	田口 嘉輝	会計課長 ……………	大神 隆史
住民課長 ……………	野田 幸二	健康課長 ……………	水野 治也
福祉課長 ……………	佐伯 剛美	環境課長 ……………	石川 和男

管財課長	……………	矢野 量久	都市整備課長	……………	藤木 義和
上下水道課長	……………	前田 友博	学校教育課長	……………	川畑 廣典
社会教育課長	……………	竹下 健一	こどもみらい課長	………	入江 和美

10時00分開議

○**議会事務局長（太田美和）**

起立願います。礼。おはようございます。着席願います。

本日の議事日程第3号を表示しておりますので、御確認ください。

○**議長（古賀ひろ子）**

改めまして、おはようございます。

会議を開く前にお知らせします。本日、午後2時46分に、14年前に発生した東日本大震災への弔意を表明するため、黙禱を捧げます。会議時刻が午後2時46分を超える場合は、質疑を中断しますので、あらかじめ御了承ください。

では、本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○**議長（古賀ひろ子）**

日程第1、一般質問入ります。

お知らせします。通告に従って質問をお願いします。

通告番号1番。4番、丸山議員。

○**議員（4番 丸山康夫）**

4番、丸山康夫です。今回の一般質問も町の課題を整理し、しっかり掘り下げるとともに、これまで以上に宇美町の未来に明るい日差しが差すことがつながることができるよう質問を行いたいと思います。よろしくお願いいたします。

最初の質問は、学校体育館にエアコン設置を。子どもたちの命を守り、快適な避難所を運営するためにと題し行います。

令和6年の夏は、近隣の太宰府市で猛暑日が連続40日間続き、本町も日本一暑い地域と言っても過言ではない状況が続きました。こんなに暑い夏を経験したことは、これまでに一度もありませんでした。令和7年は、さらに暑くなると、そういった予報も出ております。本当に、命に関わる暑さになることが懸念されています。

そんな昨年のある日、時刻は正午頃でした。連日、猛暑日が続いており、その日も気温は38度を超えていました。直射日光が当たるグラウンドの温度は、40度を軽く超えていたと思

います。どこの中学校とは言いませんけれども、炎天下でテニス部が活動しておりました。私はすぐに学校教育課に連絡して、部活動の活動方針として、この炎天下で活動しているが大丈夫なのか確認いたしました。

子どもたちの命を守るために、日本スポーツ協会では、熱中症予防指針を出しています。

当時の状況を鑑みると、原則、運動は中止すべき範囲であり、特に子どもたちの場合は、運動を中止すべきと明記されています。部活動中は、湿度と気温を一緒に測ることができる装置を携帯しておくことが常識となっています。指導者や顧問は、常にそれを確認しながら、指導しなくてはなりません。

その日の状況は、誰がどう見ても活動禁止ゾーンに入っていました。確認もせずに部活動の指導をしていたと思われます。

朝夕の涼しい時間帯に行くならまだしも、炎天下の正午、部活動をやってはいけないのですが、どうも教員の間では共有されていないんじゃないかと。これで本当に子どもたちの命を守れることができるのか心配になりました。

それはさておき、去年は、こんな状況が連続で40日間続きました。昼間だけではありません。夜間になっても気温は下がらず、ずっと熱帯夜が続いていました。

子どもたちの命を守るためには、この環境下で通常の体育の授業や部活動を行うことはできません。20年とか30年前と明らかに状況が変わっています。もはや気合で暑さを乗り切れとか、心頭滅却すれば火もまた涼しとか、この暑さを耐えれば忍耐力がつくなどといった精神論で対応できない状況になっています。

まさに子どもたちの命に直結する状況になっていると思っています。

それなら夏の暑い時間は運動せずに、勉強をやらせておけばいいじゃないかというわけにはいかないんですね。その辺りもこれから明らかにしていきたいと思います。

子どもたちの体力、十数年前の時点で、もう落ちるところまで落ちた、これ以上落ちることはないだろうと言われていました。運動プログラムなども導入されて、5年ほど前、若干、上向き傾向だったんですね。それが、コロナ禍を経て、史上最低を更新しているという状況が続いております。

このところ、若干、持ち直しの傾向が見えてはいますが、まだまだ子どもたちの体力は、過去最低レベルであるということになっています。

文部科学省も子どもたちの体力低下は、将来的に国民全体の体力低下につながり、生活習慣病の増加やストレスに対する抵抗力の低下などを引き起こすことが懸念され、社会全体の活力が失われるという事態に発展しかねないと警告を鳴らしています。

このところ、特別支援学級に通う児童・生徒や不登校の児童・生徒、急増しております。

これも子どもたちの体力低下と無関係ではないと思います。一概には言えませんが、事後対応でお金をかけるよりも、スポーツ活動等推奨して、予防に注力していったほうが何倍もいいということは、これ少し考えれば分かることだと思います。

本町において、子どもたちの体力増進を図らないと、学力低下をはじめ、将来の医療費にも大きな影響が出てくると、そういった複合的な影響が懸念されています。

また、いつ襲ってくるか分からない災害に備えるためにも、快適な避難所として学校体育館にエアコンを設置することが急務であると、こう思っています。

こうしたことは、連日の国会でも議論され、学校体育館に自家発電装置を備えたエアコンの設置を行うっていうことを政府は強力で押し進めようとしています。

今回は、子どもたちの体力増進これは学力の向上も含むと考えてください。

それと避難所運営の観点から2つの観点で、学校体育館のエアコン設置について聞きたいと思っています。

あえて言っておきますけれども、学校体育館へのエアコンの設置は、この質問、町長が就任された最初の一般質問あるいは折居教育長が就任された最初の一般質問にも取り上げています。

そろそろ一歩踏み込んだ回答を期待したいと思っています。

それでは、質問に入っていきます。

1つ目の質問は、本町の児童・生徒の体力の推移についてお尋ねいたします。

宇美町の子どもたちの体力がこれまでどのように推移してきたのか、年を追って報告してください。

また、子どもたちの体力は、福岡県平均や全国平均と比べて、どのくらいに位置しているのか、併せて回答してください。

○議長（古賀ひろ子）

川畑学校教育課長。

○学校教育課長（川畑廣典）

まず、体力の御質問です。

この体力につきましては、毎年4月から7月の間で、全国体力・運動能力、運動習慣等調査というのを行っております。

まず、福岡県の本年度の結果なんですけども、昨年度に引き続き小学校5年生女子児童以外は、全国平均を超えるというような結果となっております。

ただ、宇美町の児童・生徒の状況としましては、この調査は、小学校5年生と中学校2年生男女それぞれ行うんですけども、全ての区分において全国平均それから福岡県の平均値よりも低いというような状況となっております。

また、宇美町の令和5年度の結果と比較しましても、小学校5年生男女、中学校2年生男女、全ての区分で、令和6年度のほうが1.65ポイントから2.98ポイント低いというような結果となっております。

ただ、単純にこれが体力が低下したという分析もしにくい状況もあるんですけども、令和7年度においては、実施時期、実施方法また実施に向けたプロセスを含めて、4月から校長会、教頭会を中心にしっかり対応して改めて分析をしていきたいと考えております。

○議長（古賀ひろ子）

丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

全国平均あるいは県平均よりもかなり低いと、それは非常に残念な結果が出ているなど思っております。

次の質問ですけれども、本町の児童・生徒の学力の推移についてお尋ねしたいと思います。

子どもたちの学力、これ体力や運動能力に密接に結びついているんですね。運動能力が高い子どもは学力も高いと言われております。

私が議員になった当初、今から7年前、宇美町の学力どん底の状態でしたね。福岡都市圏では最下位、3年ほどで大分改善して、このままいくと全国平均を超えることも現実味を帯びていたんですけれども、ここ数年どのように推移しているのか、回答していただきたいと思っております。

○議長（古賀ひろ子）

川畑課長。

○学校教育課長（川畑廣典）

次に、学力の件ですけれども、ここ数年の全国学力・学習状況調査の結果では、これ対象は、小学校6年生と中学校3年になりますけれども、全国平均を100とした標準化得点にして、町の平均としては、上がったたり下がったりしているというような現状です。

小学校国語では、令和3年度・5年度は100を超えていますが、令和4年度・6年度は、100を下回っております。

また小学校算数と、それから中学校においては、3年度から6年度までは、いずれも全国平均の100を下回っているというような状況となっております。

ただ、この調査の結果については、実は、調査の対象児童生徒が毎年変わります。

学年が固定されているおかげで、毎年、調査対象の児童生徒が違っているということで、福岡県が小学校5年生、それから中学校1・2年生で実施している学力調査を合わせ、福岡県の平均を100とする標準化得点で表すことで、同一の児童生徒の推移を分析をすることができます。

宇美町では、この同一の児童生徒の推移を今のところ大切に分析をしているところです。

その結果から見ますと、小学校6年生の5月から、この児童が中学校1年生の6月まで、それから中学校1年生の6月から2年生の6月まで、これが下がっているというような結果が出ております。

そのため、現在では全ての小・中学校で、前の年よりも最低でも0.1ポイントずつは向上させようということで、次年度に児童生徒を送っていくというような目標に取り組んでいるところです。

この学力調査なんですけど、ちょっとお時間いただきたいと思うんですけども、この全国学力・学習状況調査は、7年度、中学校の理科からですけども、CBTによるIRT調査というような状況になります。

このCBTというのは、端末いわゆるコンピュータで試験を行う。それからIRTというのは、項目反応理論と申しまして、解答した問題の正解それから誤りによって、一人一人に違った問題、次の問題が出ると。いわゆる今までの紙面上で、全く同じ問題がみんなお得意というような状況ではないというような状況になります。

これによって、一人一人の学力の伸びを正確に把握することが可能になると同時に、同一時間にテストを実施しなくても公平性が担保できるというような状況となる見込みです。

また、平均点としての標準化得点という見えやすい、いわゆる学力ですね、この順位づけにも実は、疑問が懸念されております。

大学入試における総合型選抜、それから高校、高等学校入試における特色化選抜など、いわゆる共通テスト、一般入学者選抜学力検査による見えやすい学力での選抜によらない選抜方法が現在は、拡大しているという状況です。

これを前提に、見えやすい学力も着実に向上させなければならないと思っておりますけども、進んで課題を発見し探求する主体性、それから粘り強さ、しなやかさなど、見えにくい学力を向上させることも、今後ますます重要になってくると考えておるところです。

○議長（古賀ひろ子）

丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

いろいろ言われましたけど、恐らく福岡都市圏では、まだ一番学力が低い町になっているんですね。これじゃ若い子育て世代、宇美町に来たいと思いませんか、来たいと思わないです。

学力の向上そして体力の向上、いずれも福岡県の平均をかなり下回っている。ここを上げない限り宇美町が選択されること、宇美町で子育てをしたいと思わせることはできないんじゃないかなと思っております。

次の質問ですけれども、冒頭にも苦言を言いましたけれども、体育の授業や部活動をどのよう

に実施してきたのか質問します。

これだけ暑い日が続きますと通常の体育の授業や部活動は、原則実施できないとされています。

日本サッカー協会も猛暑日が続く7月や8月は、主催する大会を原則行わない方針を出しました。

また、スポーツ少年団でも設立時から30年にわたって団員レベル、そしてリーダーレベル、指導者レベルで熱中症に対する研修を徹底的に行ってまいりました。

また、細心の注意を払いながら、例えば炎天下では試合や練習を行わない、20分おきに必ず水分補給を行う、練習時間を短縮する、あるいは朝夕の涼しい時間帯で練習を行うなど、様々な対策を行っています。

学校で行う体育の授業や部活動の状況、説明していただきたいと思います。

○議長（古賀ひろ子）

川畑課長。

○学校教育課長（川畑廣典）

まず、部活動からの回答をさせていただきたいと思います。

今、議員からも紹介のありましたサッカーの関係なんですけれども、実は、サッカーの大会要項をちょっと紹介しますと、1つ、試合当日の朝には、選手の健康管理を確実に実施する。2つ、健康観察の結果に体調がよくないと診断される場合には、当該選手の出場を見送ること。3つ、福岡県内において暑さ指数が35を超えると予想され、熱中症特別警戒アラートが発表された場合には、翌日の試合を全て中止もしくは別日に延期する。4つ、暑さ指数が28を超えた場合には、クーリングブレイクを設定する。この28というのは、嚴重警戒のレベルになります。また5つ、暑さ指数が25を超えた場合は、飲水タイムもしくはクーリングブレイクを設定すること。6つ、暑さ指数が25未満の場合であっても、主審の判断で飲水タイムを設定できる。また、先ほど言われました日本サッカー協会では、7年度より7月から9月の間の大会は実施しないというような方針も出されているところです。

この暑さ指数が31を超えた場合には運動を中止、33を超えると健康に被害が生じるなどとなりますので、現場でその判断が必要になると考えられます。

教育委員会としては、注意喚起は常に行っておりますが、体育の授業をしない、それから休み時間は室内で過ごす、また部活動を中止にする、この辺りは、各校長先生に判断を任せているという状況です。

また熱中症特別警戒アラートが発表された場合には、臨時休業等も視野に入れて考えておりました。

次に、体育の授業なんですけれども、授業でも同じようなことが言えると思っています。

7年度からは、水泳授業を民間委託しますので、全校の体育の授業のカリキュラムについては、つくり直しを行っております。

その際に、先ほど申した7月から9月においては、空調の効いた多目的室等での体づくり、表現・ダンス等の領域、もしくは、保健領域の学習を行うように教育委員会から指示を出しております。

運動会・体育会前に多くの授業時間を使いますので、7月から9月においては、週当たりの体育の授業を時間を少なくするように指示をしているところです。

○議長（古賀ひろ子）

丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

なかなかプログラムを組むのも難しくなっているかと本当に思っておりますが、先ほど言われたプール授業の民間の委託の成果、今後の展開についてお尋ねしたいと思います。

令和6年度から原田小学校をモデル校として水泳の民間委託が始まりました。

暑い時期は、プールの授業でしのいでいけばいいという考え方もあると思いますが、すべて民間委託に実施すると新たな課題も出てくるんじゃないかなと思います。

8校の児童・生徒の水泳授業、民間委託するってなると委託される業者も3者ぐらいになるかなと思いますけれども、長期間のプログラムを組む必要があるんじゃないかなと思います。ほかの自治体との競合っていうのも発生してくるかもしれません。

つまり、夏の期間に水泳以外の体育の授業を組んでいかなければならないということにもなるんじゃないかなと思います。そこを念頭に回答していただけたらと思います。

○議長（古賀ひろ子）

川畑課長。

○学校教育課長（川畑廣典）

プールの民間委託についてですけれども、本年度10月から11月にかけて、原田小学校で試行させていただきました。厚生文教常任委員会ではご報告をさせていただいておりますが、結果については大変良好だということです。

児童の安全、それから水泳技能の向上を目的として実施をしましたが、専属インストラクターの指導で、小学校1年生においては、全員が顔を水につけることができるようになりました。これは、かつての学校プールの授業ではありえない状況です。3年生になっても水に顔を付けることができない児童が複数人いるぐらいなのが全員つけることができたということです。

また、95%以上の児童が水泳の楽しさ、技能の向上を強く実感するというアンケートの内容となりました。

また、プール内にはインストラクターが、プールサイドには教職員がそれぞれいることで、たくさんの方が安全を監視することができます。プールサイドには監視専門のインストラクターもいまして、15分ごとに笛を吹いて全児童の点呼を行っております。

令和7年度については、全ての小・中学校で実施する方向で、今、準備を進めているところです。

なお、水泳学習の期間につきましては、真冬の時期を避けて実施できるように計画をしているところです。

先ほどお話ししました7月から9月については、空調の効いた部屋で体力づくりなどを行うという指示をしておりますけれども、週当たりの体育の授業をこの期間には時間を少なくするというような指示もしているところとなります。

○議長（古賀ひろ子）

丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

いろいろ対策も練りながらと、来年はしっかり実施していただいて夏の間、あるいは、もうちょっと幅広い期間でのプール授業をやっていただくと一定の成果はあるんじゃないかなと思っております。

次の質問に入りますが、近隣自治体の体育館のエアコンの状況についてお尋ねします。

国も積極的に学校体育館へのエアコンの設置を進めようという動きが加速しています。全国の自治体で学校体育館のエアコン設置の動きが本当に進んでいるんですね。糟屋郡内及び近隣の市の動きを報告してください。

○議長（古賀ひろ子）

川畑課長。

○学校教育課長（川畑廣典）

糟屋地区の状況としましては、計画がない町については、現在、宇美町とそれから篠栗町の2町となっております。

それ以外の市町では、単年で一度に設置をするところ、または複数年で計画して設置するところに分かれているようです。早いところでは、粕屋町が今年度、それから志免町と久山町が令和7年度に設置をするといった——設置が終わるといような予定となっているところです。

○議長（古賀ひろ子）

丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

宇美町と篠栗町だけですか、どっかで聞いたことがあるようなフレーズですね。これねほかの

ところはしっかりやっているということがよく分かりました。

次に、エアコン設置に関する財政措置及び国の方針についてお尋ねします。

私も国会中継よく見ていますけれども、学校体育館やエアコン設置に関する議論これ頻繁に出てきますね。政府もしっかり自治体を後押しすると答弁しています。

国庫補助金の概要、裏起債の概要、起債もどのメニューを使うと一番効果——効率がよいのか、これは後々の交付税措置の関係もありますけれども、それに町が一体いくら手出しする必要があるのか。また国庫補助金も一校当たりの上限額等があると思います。

エアコンを先に設置して、その後、断熱処理、工事ですね。そういったことを行う、次年度以降に行うといった考え方もいろいろあると思いますけれども、その辺り詳しく説明してください。

○議長（古賀ひろ子）

川畑課長。

○学校教育課長（川畑廣典）

まず、国の方針になりますが、現在の文部科学大臣は、学校の体育館の空調設備を重要施策という位置づけをしております、今年度から空調設備整備臨時特例交付金を創設されております。

この交付金は、期間が令和15年度までとなっております、対象工事費の2分の1が交付金となっております。

ただ、この対象工事費の上限がありまして、上限は7,000万円となっております断熱工事が必要だというような条件となっております。ただ、この断熱工事費については、空調設置工事後に、後の年度に実施をしても、令和15年度までであれば交付金の対象となるというような状況となっております。

あと、地方債の関係ですけれども、避難所の場合ですと緊急防災・減災事業債がありまして、これが充当率100%の交付税措置が70%となっております。

先ほどの申しました国の特例交付金を使う場合には、地方債においては、充当率が100%ですが、交付税措置は50%という内容となっております。

また、国の特例交付金の条件としては、この断熱工事が必要になってはいますが、これは先ほど申しました後日でもいいということで、特例交付金の対象になるというような状況となっております。

○議長（古賀ひろ子）

丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

通常30%ですね、補助が50%に拡大されて、また緊急防災・減災事業債も使えると。これほどの後押しは、なかなかないですね。

先ほどの質問とかぶることもあると思いますけれども、学校教育課これまでの質問に対して調査研究を進めますと回答されてきました。もう何年にもわたって調査研究されていますので、これまで行ってきた調査研究の内容、報告していただけませんか。

○議長（古賀ひろ子）

川畑課長。

○学校教育課長（川畑廣典）

費用面に関しましては、先ほど申しました対象の費用が7,000万ということですので、この7,000万以内であれば、国の空調設備整備特例交付金を利用したほうが有利になるということですが、7,000万以上の費用がかかる場合には、交付金を使わずに緊急防災・減災事業債を活用したほうが町の負担は少なくて済むだろうというような試算をしております。

それから、方式としましては、ガス式、電気式に分かれており、あとエアコンタイプ、いわゆる対流型、それから輻射式パネルタイプというものがあります。

ガス式については、緊急時に電気が使えない場合でも動かすことができるという利点があります。また、エアコンタイプの対流型にしますと、断熱工事が必要になりますけれども、申しました輻射式パネルというのは、パネルによって空気自体を冷やすということで断熱工事が最低限でいいというふうに伺っています。

ただし、工事費としては、この輻射式パネルのほうがどうも工事費が高いというような状況となっております。

いずれにせよ、今いったような方式等選択がいろいろありますので、またそれぞれにメリット・デメリットがあります。全体的にどのような内容で実施するかについては、十分な協議を行う必要があるというふうに考えております。

○議長（古賀ひろ子）

丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

まあ、宇美町は出遅れていますから、先進事例はたくさんあると思いますからね。しっかり調査研究して一番最適の方法というのを研究することが大事じゃないかなと思います。

質問も佳境に入っていますけれども、国も積極的に進めると言っていますし、近隣自治体でも手がけない自治体は、もはや宇美町と篠栗町だけとなっていますね。

ここで改めて、宇美町が学校体育館のエアコン設置を進めてこなかった理由っていうのを説明していただけませんか。

○議長（古賀ひろ子）

川畑課長。

○学校教育課長（川畑廣典）

当町では、現在、学校の大規模改修として校舎外壁、それから校舎トイレ、体育館外壁の工事を順次進めておるところです。

また今後なんですけど、校舎の照明をLED化も進めるというような状況となっており、体育館エアコン設置の計画が遅れているというような状況は、もう御指摘のとおりだと思っております。

○議長（古賀ひろ子）

丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

人的な要因もあると思いますけれども、人はしっかり増やしていただけるというような、昨日の質問の中でも回答がありましたのでね、そこをうまくやっていただきたいなと思っています。

次の質問ですけれども、大規模災害が発生した場合に避難所となる学校体育館へのエアコン設置は、避けて通れないと私は思っています。

昔話をちょっとさせてもらいますけれども、私、長いことPTA活動やってきたんですね。小学校の父親委員会活動には9年間携わってきました。

このメインの事業は、夏休みに実施する学校キャンプなんですね。この事業、単に学校でキャンプして楽しもうという事業じゃなくて、大規模災害も想定して飯ごう炊飯やカレー作りなどの炊き出し訓練あるいはグラウンドにテントを張るであったり、体育館で就寝するといった避難生活を体験してもらおうという位置づけもありました。

特に、体育館で寝泊まり、避難所体験として位置づけ、私これ9回体験しています。そのとき、夏休みに実施する授業でもあり、暑さと蚊の襲来にはもう耐え難いものがありました。毎年ほとんど一睡もできずに朝を迎えていましたね。これが学校体育館を避難所に設定したときの実態なんです。そんな避難所に誰が避難していきたいと思いますか。武道館やうみハピネスなどエアコンが設置されている第一避難所には避難されるかもしれませんが、学校体育館を避難所として開設しても避難して来られる方いませんよ。避難したくても避難所が劣悪な環境だとしたら避難をためらい、結果、命を落とすような事態になるかもしれません。

今、暑さ対策のことをメインに話してきましたけれども、阪神淡路大震災も東日本大震災も能登半島地震も発生したの真冬なんです。多くの方が避難所を訪れましたけれども、自家発電装置がない避難所では、暖を取るのも簡単ではありません。

災害の特集番組等をよく見るんですけれども、1枚の毛布に数人でくるまって何とかしのいだという証言も多数出ています。また、低体温症で多くの方々が亡くなっています。スポットクーラーは購入されたようですけれども、これで暖は取れないでしょう。

そもそも大規模停電が発生した際に利用できるのでしょうか。発電機や蓄電池も準備していた

だいてますけれども、こういったスポットクーラーを使用するには発電量が足りないんじゃないかな、蓄電量が足りないんじゃないかなと思っています。

これらのことを踏まえまして、避難所としても活用する学校体育館、快適にするための対策どんなことがありますか。回答してください。

○議長（古賀ひろ子）

川畑課長。

○学校教育課長（川畑廣典）

避難所として体育館を使用した場合の対策になりますが、まず暑さ対策としましては、各学校に今、冷風機を配置しておるのでこれを使用することになると思います。

また、寒さ対策については、学校にあるストーブを使うのかなというふうに考えておりますが、これでは当然十分な対策とは言えないと思っておりますので、その場合につきましては、学校として多目的室のような特別教室または教室自体を開放してということ想定しております。

学校の教室であれば空調設備が整っていますし、教室を割り振ることで一定のプライバシー等も確保できるというふうに考えているところです。

○議長（古賀ひろ子）

丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

それは長期の休み期間は、空き教室を使うことができますけれども、いざ授業が始まってとやってなると、なかなかそういったことがうまくできないんじゃないかなと懸念をしております。

これまでの質問そして回答を踏まえて、私は学校体育館へのエアコン設置は、今すぐにも実施しなくてはいけない案件だと思っております。

これまでに質問した内容そして回答を鑑みると、本来は、当初予算で組むべきものじゃなかったかなと思いますが、最低でも令和7年度中に設計費用の補正予算を提案すべきだと思いますけれども、見解をお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子）

折居教育長。

○教育長（折居邦成）

御質問どうもありがとうございます。令和7年度予算で、設計費用の補正予算を組むべきだという御質問でございましたが、まずは早急に学校体育館エアコン設置に係るロードマップを関係各課と調整し作成します。

先ほど課長が説明したとおり、学校空調の方式には様々ありますので、既に設置している市町村、学校体育館のランニングコストや冷暖房の効果、運動競技への影響、音など避難所としての

居住環境、さらには大規模災害時の運用持続可能性、いわゆる自家発電の機能等をさらに調査して宇美町の学校体育館に最も適したものを抽出してまいります。

その後、令和7年度中に補正予算を組み、設計を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（古賀ひろ子）

丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

ようやく今の回答が引き出せたと思います。近隣自治体にかなり先を越された感ありますけれども、追いつけるように担当課にはしっかり頑張ってくださいとともに、執行部には設計や工事も多くなります、しっかりと対応できる人材配置、これを行っていただきたいと思っております。

何より子どもたちの命、そして住民の皆様の安全、そして安心の確保を最優先させる取組を行っていただくことを期待して、最初の質問を終わります。

○議長（古賀ひろ子）

続けてどうぞ。丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

じゃあ、2問目の質問に入ります。

ちょっと時間が押しています、早口になりますけれども、2問目の質問は、ふるさと納税のV字回復に向けてどう取り組むのか、頑張ろうふるさと宇美町応援寄附金と題し、今や財政の安定化や新規事業の財源として欠かすことができないふるさと宇美町応援寄附金の取組と、昨年度より本格的に運用を開始した企業版ふるさと納税の増額に向けた取組について質問いたします。

質問に入る前に、なぜ今回ふるさと納税を取り上げたのかという質問の趣旨を述べたいと思います。

本町のふるさと宇美町応援寄附金の寄附額、令和2年度に最高額の6億8,050万円を記録しましたが、そこをピークに令和5年度には3億5,961万円と減少し、本年も令和5年度を下回ることは確実に令和2年度の半分以下となっています。

その反面、令和2年度の全国の寄附額6,724億円でしたけれども、令和5年度、1兆1,100億円を超え、約3年間で倍増しているんです。

厳しいことを言わせてもらいますけれども、ふるさと納税に関しては、まさに勝ち組の自治体と負け組の自治体がこの差がはっきりしており、宇美町は明らかに負け組になってしまったと、こう断言できると思っております。なぜ宇美町が負け組になってしまったのかその要因と、令和7年度でV字回復するための道筋を明らかにしたいと思います。

それでは、ここから質問に入りますけども、最初に、宇美町のふるさと応援寄附金、推移についてお尋ねします。

先ほどもちょっと言ったんですけどね、令和5年度を含む寄附額、件数、そして令和6年度の2月末時点の寄附額——すいません、直近5年間の寄附額と件数、そして2月末時点での寄附額、そして件数、これを併せて報告してください。

○議長（古賀ひろ子）

瓦田シティプロモーション課長。

○シティプロモーション課長（瓦田浩一）

失礼いたします。御質問の分でございますけども、直近5年間の寄附額の推移について御報告をさせていただきます。

まず令和2年度、6億8,050万5,000円。件数につきましては、5万3,511件でございます。令和3年度、4億1,886万9,287円。件数につきましては、3万1,647件でございます。令和4年度は、金額5億157万4,500円。件数は3万7,972件でございます。令和5年度、金額につきましては、3億5,961万3,800円。件数が2万1,983件。令和6年度は、2月末現在でございますけれども、金額が3億1,600万2,700円。件数が1万9,631件でございます。

○議長（古賀ひろ子）

丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

どんどん減っておりますね。もう明らかに減り続けるって言っているのがもう如実に出ていると思います。

2番目の質問は、ふるさと納税寄附金の目標額ですね。これ設定していると思いますけれども、宇美町の直近5年間の目標金額、そして達成率を報告してください。

○議長（古賀ひろ子）

瓦田課長。

○シティプロモーション課長（瓦田浩一）

失礼いたします。直近の5年間の目標金額、前段に申し上げますと、宇美町におきましては、当初予算額をその年度の当面の目標として取り組んでおります。

令和2年度におきましては、2億円で達成率は340.2%。令和3年度、金額5億3,000万、目標金額が。達成率79%。令和4年度、金額3億円。達成率167.2%。令和5年度、4億円で達成率が89.9%。令和6年度につきましては、2億円の目標としまして、達成率は158.0%。これは、あくまで2月28日時点の数字でございます。

以上でございます。

○議長（古賀ひろ子）

丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

大変驚いたのは、前年度の寄附額を下回るような目標金額を設定していることなんですよ。それだと最初から白旗上げているようなものじゃないですか。町の財政を監視する立場、我々議員としましては、あり得ない目標金額の設定だと思っています。目標金額を設定するに当たっての根拠は、どのようになっているか、説明してください。

○議長（古賀ひろ子）

瓦田課長。

○シティプロモーション課長（瓦田浩一）

回答いたします。

目標金額の設定につきましては、次年度の予算編成時期におきまして、これまでの実績や返礼品の出荷状況、特に人気のあるあまおうなどを中心に、その年度に確保できる数量や価格の動向等を見極めながら設定をいたしております。

先ほど報告しましたとおり、過去最高の6億8,000万円を記録した令和2年度も当初の目標は2億円でしたが、あまおうの爆発的なヒットにより大幅に目標額を上回りました。しかしながら、申し訳ございません、ちょっと……

○議長（古賀ひろ子）

暫時休憩いたします。

10時44分休憩

.....

11時00分再開

○議長（古賀ひろ子）

休憩前に引き続き、丸山議員の一般質問を再開します。

瓦田シティプロモーション課長の答弁は、議長判断により着座にて行います。瓦田課長。

○シティプロモーション課長（瓦田浩一）

申し訳ありません、個人的な体調不良で、御迷惑をおかけして申し訳ありません。引き続き、答弁をさせていただきます。

先ほど、報告しましたとおり、過去最高の6億8,000万を記録した令和2年度も当初の目標は2億円でしたが、あまおうの爆発的なヒットにより、大幅に目標額を上回りました。しかしながら、翌年度は、自治体間であまおうの取り扱いになりまして、結果、目標金

額の5億3,000万に届きませんでした。

令和6年度の予算編成に当たりましては、令和5年度の制度改正により、大変厳しい影響を受けた10月以降の状況を鑑み、返礼品事業者と協議を行い、歳入不足を生じさせないよう目標金額を2億円に設定をいたしました。そうした中、危機感を持って、今年度は、新たな返礼品の開発など様々な取組を行うことで目標金額の2億円を上回り、昨年度の3億5,000万に迫る勢いとなっております。

年度末まで残り僅かとなってきましたが、少しでも近づけるよう懸命に努力をしているところでございます。

○議長（古賀ひろ子）

丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

次の質問に入ります。

糟屋郡内の自治体の寄附状況どのように推移していますか、回答してください。

○議長（古賀ひろ子）

瓦田課長。

○シティプロモーション課長（瓦田浩一）

糟屋郡内の推移について御報告をさせていただきます。

近年、最も寄附を集めているのは新宮町。令和5年度は、前年度から減少したものの約48億円となっております。令和5年度実績では、2番目に多いのが粕屋町。粕屋町につきましては、おせちを取り扱い始めたことから、年々寄附が増えており約11億円を集めております。

3番目の久山町も同様でございまして約6億円。次いで須恵町、宇美町、志免町、篠栗町の順となっております。どの自治体も制度改正等の影響を受けて、毎年増減を繰り返しながら推移している状況でございます。

○議長（古賀ひろ子）

丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

宇美町では、令和2年度に最高額記録していますけれども、その後、減少に転じています。要因をどのように分析しておられますか。

○議長（古賀ひろ子）

瓦田課長。

○シティプロモーション課長（瓦田浩一）

令和2年度につきましては、福岡県産のあまおうを他の自治体より早く返礼品として取り扱い

始めたことから、あまおうのみで約5億円の寄附額を集めまして、最終的には6億8,000万の御寄附を頂きました。

それ以降は、大ヒットしたあまおうの、言い方はあれなんですけども、自治体間での取り合い状態になったことや、昨年10月の制度改正以降、経費の5割ルールが厳格化されたことが減少の要因として挙げられます。5割ルールの厳格化により寄附金額を上げるか、もしくは返礼品の容量を減らすということで経費を5割以内に抑えるという選択が必要となりましたが、当町におきましては、前者の寄附金額を上げることを選択したことから、制度改正以降も改正前の寄附金額を維持し続けていた自治体と比較すると割高に感じられて寄附金額が減少する結果となったと考えております。

○議長（古賀ひろ子）

丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

要因は分かりましたけれども、これまでにどのような対策を行ってきたのか。これ大事なんですな。

私の知る限りでは、名刺サイズの広告を職員や議員に配布して、名刺交換のときに配布してくださいと。そういったぐらいじゃなかったかなと思います。先ほど目標額のこともお聞きしましたけどもね。目標に達しない状況が明らかになった場合、どんな対策を取ってきたのか、これを回答していただけますか。

○議長（古賀ひろ子）

瓦田課長。

○シティプロモーション課長（瓦田浩一）

まず、その見えない部分からちょっと申し上げますと、実際には、令和元年度時点で掲載していたポータルサイトが3サイトだったのを昨年度までに7サイトも増やしまして、さらに現在におきましては14サイトで運営をいたしております。寄附者にとっても少しでも多くの入り口を増やすことで、より多くの方に応援していただきたいと考えているところでございます。

また、議員もおっしゃいましたけど、職員を対象としたふるさと納税説明会の実施や議員の方々にも御協力いただいておりますけれども、これも議員がおっしゃいましたけど、全職員に名刺サイズのPRカードを配布いたしまして、全員が町のセールスマンとして活動できる体制づくりに取り組んでおります。

そしてまた、そのほかにも具体的には、毎年、福岡市で開催される町村フェアや横浜市で開催されておりますふるさとチョイス大感謝祭、そのほか各課のイベント等におきましてカードを配布し、のるーと宇美の視察に来られた方などにも御協力をいただいております。

先ほど、5割ルールにも触れましたけれども、経費についても年度途中で見直しを行いまして、寄附金額の減額改定を実施したことで、徐々に成果の現れを感じているところでございます。

これまで、目標達成しそうにないに関わらず、有効な広告の活用や町内事業者との新規返礼品の開発等に取り組み、寄附増額に向けた対策を行ってまいりましたが、なかなか結果に結びついていないものもあり、さらなる取組が必要であると認識しておるところでございます。

○議長（古賀ひろ子）

丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

まあ、ほかの自治体でも大きく寄附額を伸ばしているところがたくさんあるんですね。その中でもやはり海産物返礼品に加えている自治体これはやはり強いです。

ただ、宇美町は海に面していません。同じような条件の自治体として、お隣の飯塚市があります。飯塚市が寄附額を大きく伸ばしている要因どのように分析されていますか、回答してください。

○議長（古賀ひろ子）

瓦田課長。

○シティプロモーション課長（瓦田浩一）

議員がおっしゃいました飯塚市の部分、飯塚市の返礼品の中でも最も人気を集めているのが鉄板焼きハンバーグの20個セットでございまして、そのほかにも主力となる返礼品を多数そろえておられます。

飯塚市にも宇美町と同様、海はございませんけれども、海産物を加工した返礼品が掲載され、お得感もあり人気となっておりますのでございます。そういったことに先進的に取り組まれたことが要因ではないかと考えております。

○議長（古賀ひろ子）

丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

おっしゃったとおり、飯塚市ハンバーグが大ヒットしています。物すごい寄附額が寄せられていますね。寄附額が伸びている自治体のことをしっかり研究することは極めて重要です。宇美町と飯塚市、何が一体違うのか、改めて見解をお示しいただけませんか。

○議長（古賀ひろ子）

瓦田課長。

○シティプロモーション課長（瓦田浩一）

飯塚市における経費の考え方や寄附金額の設定方法などの詳細についてはちょっと分かりかね

ますけども、あくまで先進的に経費削減の取組や総務省への確認、働きかけなどを通じまして魅力ある返礼品を開発された結果、寄附額を大きく伸ばしているのだと推察され、そこが当町との違いだと認識をいたしております。

また、ルールを守ることは大前提でございますけれども、飯塚市をはじめとした他の自治体の例を参考にした宇美町独自の返礼品を企画し、総務省から承認をいただいたものもございまして、現在はそれを返礼品として形にすべく取り組み、徐々に成果として現れている状況でございます。

○議長（古賀ひろ子）

丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

大きく寄附額を伸ばしている自治体、これは4分の3以上あると思いますね。そういった中で本町の寄附額が減っている要因、これを探っていきたいと思います。

ふるさと納税を担当している部署、シティプロモーション課のふるさと応援係ですね。あえてお聞きしますが、どのような業務を係長以下、何人で行っているんですか。また、ふるさと応援係員に最近、兼職辞令を出されておりますね。辞令があったような状態で、一体何人の体制でふるさと納税の業務に従事しているのか、これ明確に回答してください。

○議長（古賀ひろ子）

瓦田課長。

○シティプロモーション課長（瓦田浩一）

議員がおっしゃいましたとおり、ふるさと応援係というのが担当係でございます。

ふるさと応援係は、係長と係員の2名と事務補助で、月9日勤務の会計年度任用職員2名の体制となっております。

業務につきましては、ふるさと納税に関する業務のほかに、のり一と宇美などの地域交通に関する業務、JR宇美駅前広場の管理やキッチンカーなどの出店事業、イルミネーション事業等に関する業務、プレミアム商品券事業をはじめとした商工業振興に関する業務などがございます。

どの業務も重要でありまして、複数の職員が分担して従事をいたしておりますので、1人の職員がふるさと納税業務に従事するのは4割程度と考えられます。これはどの職場でも共通することとございまして、そのため、私、課長や課長補佐をはじめ、係間で応援体制を取りながら対応をしているところでございます。

○議長（古賀ひろ子）

丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

ふるさと納税に関する業務について私、実質0.3人とか0.4人ぐらいの人数でやっているんじゃないかなと思う、ほかの業務いっぱいあるんですよ。そういった中で、一体どんな業務を行っているのか、具体的に説明してほしいと思います。

また、ふるさと納税に関しては、本来やるべき業務が行われていないというのは危惧されるんです。取り組めていない事業ですね。どんな業務があるのか、ちょっと洗い出していただけませんか。

○議長（古賀ひろ子）

瓦田課長。

○シティプロモーション課長（瓦田浩一）

失礼いたします。ふるさと納税に関する業務としましては、毎月のサイクルとして14サイト、先ほど数を申し上げましたけど14サイトの調定処理、サイト掲載手数料、クレジット決済手数料、返礼品代や送料に係る支払事務、月2回の代行業者との打合わせがあります。

季節的なものとしましては、年末から1月にかけてのワンストップ特例申請書の処理や年度初めの14サイト分の契約事務などがございます。そのほかにも日々の業務といたしまして、寄附情報の整理・分析、広告の運用、寄附者や返礼品事業者からの問合せ、メールの確認、処理などがありますが、毎年、業務のシステム化やオンライン化を進め、業務効率改善に努めているところでございます。

そうした中、昨年12月1日に、ふるさと創生推進プロジェクトチームが発足いたしまして、メンバーでアイデアを出し合いながら返礼品の開発に力を注いでいるところでございます。

寄附額を伸ばすためには、魅力があり、寄附者に選んでいただけ、なおかつ需要に対する十分な供給力がある返礼品が何よりも必要だと考えております。

今後は、返礼品業者と協議する時間をより一層充実させ、さらなる返礼品の開発に取り組んでまいります。

○議長（古賀ひろ子）

丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

正直言って、ふるさと納税に関する業務をほんと少人数で、しかも兼業でやる。これは厳しいんですよ。寄附額が伸びない要因、1つ明らかになってますね。私はふるさと納税に担当する複数人の専任職員の配置これが絶対条件じゃないかなと思っています。対応策については、後ほど提案したいと思います。

先ほど、これまでの目標金額と設定とその根拠についてお尋ねしましたけれども、先の全員協議会で宇美町総合戦略が提案されました。ようやく目標金額、明確に示されましたね。5年間で

50億目指すと明記されています。

お尋ねしますが、目標金額を設定するに当たっての根拠、戦略どうなっていますか。総合戦略策定の本部長である原田副町長、回答してください。

○議長（古賀ひろ子）

原田副町長。

○副町長（原田和幸）

それでは、私から回答させていただきます。

基本的な目標金額の設定方法等につきましては、先ほど、担当課長が申し上げたとおりでございます。

今回、令和7年度からスタートする次期総合戦略におきまして、5年累計50億という大きな目標を示した根拠といたしましては、1つ目に、次期運営代行業者を初めて公募型のプロポーザル方式によりまして選定し、より実績のある業者に運営を委託することが挙げられます。

今回のプロポーザルに参加した2者の提案者の中でも、当町には年間10億円を目指せるポテンシャルがあるという評価をいただいております。

2つ目に、全国的に人気があり、大きな市場規模があるウナギのかば焼きを製造する事業者の誘致に成功したことが挙げられます。昨年の9月以降、担当職員が中心となり事業者との交渉を重ね、ウナギのかば焼きの製造に適する物件探しに奔走し、今年2月中旬に物件の契約に至った次第です。

この事業者は、宇美町出身、在住の方で、地元宇美町に貢献したいという思いと担当職員の粘り強い交渉が実を結んだものと大変ありがたく、うれしく思っているところです。

現在、物件を改修中ですが、昨日から大手ポータルサイトに掲載し4月上旬発送分として先行予約を開始しております。

この事業者は、既に他県で実績を積み重ねており、その実績等を踏まえまして、令和7年度の目標金額を5億円、8年度が7億円、9年度が10億円、10年度が13億円、そして11年度が15億円、累計で50億円としております。

ウナギのほかにも様々な返礼品の御提案をいただいておりますので、各年度の想定金額を上方修正できるように取り組んでまいります。

○議長（古賀ひろ子）

丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

先ほど、ウナギの誘致に成功したと非常に期待を持てるんですけれども、言われたとおり新たな返礼品の開発とっても大事なんですね。どのように取り組んでこられましたか、直近2年間で

取り組んだ新たな事例、紹介してください。

○議長（古賀ひろ子）

瓦田課長。

○シティプロモーション課長（瓦田浩一）

今年度は、新たな返礼品開発としまして、町内で製造されておられますしょうゆをキーにした返礼品開発に取り組んでおります。

具体的には、しょうゆ味の牛タン、しょうゆを練り込んだハンバーグ、しょうゆ漬けのかずのこ、そして町内農家さんで育てられた棚田米を新たに返礼品とし追加しております。

これまでも、町内の食品加工会社と協議を重ねまして、鶏皮のくるくる串やたれ漬け牛さがり、ネギ塩牛タンなどを開発し、現在も人気の返礼品となっております。

今後の新たな返礼品としましては、先ほど副町長から説明がありましたが、ウナギのかば焼きの取り扱いを始めますので、大きな期待を寄せているところでございます。

これらの交渉につきましては、課内でアイデアを出し合い、担当係長、係員で交渉を行い、実現させてきております。

以上でございます。

○議長（古賀ひろ子）

丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

分かりました。それが納税に結びつけば本当にありがたいなと思っていますけれども、ふるさと納税の書き入れどき、毎年11月から12月にかけてなんです。

ただ、この時期だけ何かやろうと思っても、思うように寄附額は伸びていかないと思います。今すぐに何か動き出さないと、令和7年度目標とする5億と言われましたけれども、私は10億円ぜひ達成していただきたいなと思っています。そういったことの達成、難しいんじゃないかなと思います。現時点から、特に閑散期に重点的に取り組む政策、回答してください。

○議長（古賀ひろ子）

原田副町長。

○副町長（原田和幸）

まさしくは、ふるさと納税については制度上、例年11月から12月に向けてピークを迎えまして、年明けの1月以降は極端に寄附額が減少してしまいます。いかに、11月までの間に準備を進めるかというのが重要になってまいります。

現時点からのとの御質問でございしますが、昨年12月以降の取組について御説明をさせていただきます。

初めに、昨年12月に大手通販サイトのアマゾンが手がけるポータルサイトに参入し、既に多くの方から御寄附を頂いております。1月には公募型プロポーザルを実施し、運営代行業者の再選定を行いました。現在、4月1日の切替えに向けて各種ページのリニューアルや既存返礼品の磨きあげ、検索されやすいキーワードの設定等に着手をいたしております。

加えて、各種ポータルサイト内の有効な広告の活用についても協議を進めているところでございます。

特に、今年の制度改正といたしまして各種ポータルサイトで実施されていますポイント還元キャンペーンが9月末で廃止されますので、9月に想定される駆け込み需要を取り組めるように、プロモーションの強化に努めてまいります。

さらに、先ほど御報告いたしましたウナギのかば焼きについても、夏の土用の丑の日に向けて需要が高まることが予測されます。

当町の場合、例年は、6月頃までは閑散期でございましたが、継続的に新たな返礼品の開発に取り組みながら年間を通して寄附を頂けるように取り組んでまいりたいというふうに考えています。特に、体制を強化いたします4月以降、スタートダッシュできるように粛々と準備を進めているところでございます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子）

丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

よく分かりました。私も含めて、役場の関係者一人一人が町のセールスマンでないといけないと常々思っております。そのためには、意識づけ大事ですね。町外にお住まいの職員の皆さんには、ぜひふるさと納税に御協力いただきたいと願っております。

このことに関しては、説明会などを繰り返し開催して浸透させていくしか手はないと思います。

また、これ全職員が対象になりますけれども、自分の親戚をはじめとした知り合いの方、宇美町へのふるさと納税をぜひお勧めしていただきたいと思っています。

お尋ねしますが、今言ったようなことの職員向けの説明会、開催されていますか。されていたら、説明会の内容と何人ぐらい参加されたのか、またその成果はどうだったのか回答してください。

○議長（古賀ひろ子）

瓦田課長。

○シティプロモーション課長（瓦田浩一）

職員説明会につきましては、昨年につきましては6月26日に実施をいたしまして、21名の

職員が参加をいたしております。

説明会の内容といたしましては、ふるさと納税制度に関する説明や控除額のシミュレーション、おすすめの返礼品の紹介、参加者による意見交換を実施いたしました。

なお、説明会に参加できなかった職員につきましても、個別にシティプロモーション課へ相談に来ていただくなどして継続的に取り組んでおります。

その後、実際に、多くの職員から寄附を頂いておりますし、返礼品到着後は、商品レビューの投稿にも御協力をいただいております。

加えて親戚や友人——知人などにPRをしていただき、寄附につなげていただきました。また、新たな返礼品が掲載された際や各ポータルサイトのお得なイベント開催前には、課長会や市内イントラで職員に周知をいたしまして、御協力をいただいているところでございます。

○議長（古賀ひろ子）

丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

参加者21人ですか、それじゃやってないのと同じじゃないんですか。しっかりまた考えていただきたいと思いますけれども。

私は一般質問だけでなく、決算審査、予算審査、全員協議会、委員会等でSNSを活用した広告や宣伝に力を入れたらどうかと何十回か提案してきました。これは、ほかの自治体が結構な頻度で行っているから、これ言っているわけなんですけれども。宇美町では、取り組む意欲っていうか皆無みたいなんです。せっかくシティプロモーション課を設置したんだから、もっとSNSを活用した宣伝なり情報発信を行っていくべきだと考えています。何十回かそんなこと言っているんですけどね、一向に実施しない理由、何でやらないか言ってください。

○議長（古賀ひろ子）

瓦田課長。

○シティプロモーション課長（瓦田浩一）

SNSを活用いたしました広告につきましては、令和4年度に実施した例がございます。

しかし、費用に見合うような成果が得られないという結果も出ましたし、広告運用業者との協議の中でも効果的ではないという助言がありますので、現在は、採用していないという状況でございます。

広告としましては、各ポータルサイトで運用されているものが寄附につながりやすく効果的であるために、現状としましては、そちらに力を入れております。

○議長（古賀ひろ子）

丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

じゃあ、ほかの自治体は、上げている自治体ということなんですかね。しっかり検討してください、そこは。令和4年度に1回上げただけで、しかも何回か、数回ですよ。それで結論を出すというのは、私はどうかなと思いますけどね。

宇美町役場としてのSNSの活用、最近インスタグラムですね、「うみんすたぐらむ」というのをやり出しました。

イベント情報とか風物詩的な投稿ようやく始められましたけれども、ふるさと納税に関する発言——発信、ほとんど皆無ですね。フェイスブックもユーチューブもXもほとんど動いていません、休止状態が続いています。宇美町も各種SNSのアカウントを持っているんですね。これらアカウントを活用して、企業版ふるさと納税を含むふるさと納税の紹介を行うなり、広告は一応、検証はしたと言っていますけど、もっと出すべきじゃないかなと思っています。

またSNSというのは、いろんな方が使えるんですね。ふるさと納税の増額に向けてSNSを全職員で活用してほしいと痛切に願っております。

ふるさと宇美町応援の寄附額の増額に向けてSNS、全職員で活用するそういったこと考えられませんか。原田さん、いかがですか、回答してください。

○議長（古賀ひろ子）

原田副町長。

○副町長（原田和幸）

SNSを全職員で活用してはどうかということでございますけれども、職員個人が所有するものに関しまして強要することは、難しいというふうに思っています。したがって、現状としては、可能な限りの協力をお願いしているといったところでございます。

町のアカウントにつきましては、新たな返礼品が追加された際や季節的な返礼品をPRする際には、各種SNSの特性に合わせて活用を行っているところです。

ふるさと応援寄附金に限らず、宇美町の魅力をPRし、シティセールスを進めていく上では、宇美町職員全員が町のセールスマンとしての自覚を持って取り組んでいかなければならないというふうに考えています。またそうなるように促していきたいというふうに思います。今後も効果的な情報発信の在り方を模索しながら、寄附金額の増額に努めてまいります。

○議長（古賀ひろ子）

丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

先ほど言われたウナギの返礼品ですね、楽天上がってますよ。なんでやらないんですか、今。今日やってくださいよ、SNSで紹介してくださいよ。そしたらみんなおおと思うんですよ。し

っかり取り組んでください。

続いて、企業版ふるさと納税の取組についてお尋ねしますけれども、令和5年度から本格的に取り組み始めた企業版ふるさと納税でしたけれども、着実に成果上がっていると思われま。令和5年度に寄附していただいた企業数と金額、そして現時点の寄附していただいた企業数と金額、報告してください。

○議長（古賀ひろ子）

工藤企画財政課長。

○企画財政課長（工藤正人）

それでは、企画財政課のほうから答弁させていただきます。

企業版ふるさと納税につきましては、令和5年の6月から本格的な取組を開始しているところでございます。

令和5年度は、5つのプロジェクトで募集を行いまして17件、770万円の寄附を頂いたところでございます。

また、令和6年度につきましては、学びの多様化学学校設立プロジェクトなどを追加いたしまして、現在8つのプロジェクト、8のプロジェクトで募集を行っておりまして、今、言われました現時点、今日時点で数字をお答えしますと27件、2,166万750円の寄附額となっております、前年度の3倍近い金額となっているところでございます。

○議長（古賀ひろ子）

丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

続きまして、寄附していただいた企業のリピート率どうでしたか、昨年度に引き続いて6年度も寄附していただけたのか。また、リピートしてもらうために、実際にどんなアプローチを行ったのか、回答してください。

○議長（古賀ひろ子）

工藤企画財政課長。

○企画財政課長（工藤正人）

リピート率の御質問ですね。令和5年度、6年度と続けて寄附をいただいた企業につきましては、これも現時点ですけれども3社となっております。したがいまして、リピート率としては約11.1%となるものでございます。

リピート率としては、低い数字になっておりますが、寄附の額としましては、このリピートしている企業さん、結構、多額の寄附を頂いておるところでございまして、寄附の額としては、結構、高い率の寄附を今回もらっているところでございます。

この企業版ふるさと納税につきましては、企業の利益の状況によって、毎年大きな違いがあるということや企業の意向としましては、より多くの自治体とつながりを持ちたいといった声もございまして、寄附を増やす戦略といたしましては、現在はリピートよりも新規のほうに力を入れているのが現状でございます。しかしながら、当然、リピートにつながるような企業へのアピールも実施はしておるところでございます。

御紹介しますと、企業からの寄附の情報、これを広報ホームページに掲載することはもちろんでございますが、事業の完了後には、個別に企業に寄附金を活用した写真などを掲載した事業報告のチラシを必ず送付するようしております。

その中で、お礼はもちろん、宇美町が特に寄附を集めたいプロジェクトのチラシを送付し、さらなる次の寄附へのアピールもしっかりとやっているところでございます。

また、その他のリピート戦略としましては、事業内容や寄附額に合わせた様々なことを実施しております。例えば、保育園の遊具に寄附を頂いた際には、保育園にその企業を御招待しまして感謝の会を開催するなどし、企業が宇美町に寄附してよかったと思っていただけるような工夫をしているところです。まさにほかの町でやっていないようなことをして、これ宇美町に寄附してよかったなと思ってもらえるようなことをいろいろやることによってリピートにつながるのではないかと考えておりますので、さらに研究、工夫をしていきたいというふうに考えております。

○議長（古賀ひろ子）

丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

今回の一般質問、佳境に入ってきましたけれども、ここで1つ提案をさせていただきたいなと思っています。

私は、組織改革というのも必要だと思います。

今回、ふるさと宇美町応援寄附金と企業版のふるさと納税に係る職員、これ企画財政課に集約させることが提案されていますね。例えば、ふるさと納税推進室こういったものを設置して専任職員4人あるいは会計年度職員も入れると6人から7人ぐらいのチームを組織すべきであると考えています。これは稼げるところに人を配置するという単純なことなんですけど、実現に向けて検討できませんか、回答してください。

○議長（古賀ひろ子）

原田副町長。

○副町長（原田和幸）

多くの自治体がふるさと納税の額を伸ばそうと試行錯誤を繰り返している中で、現体制のままふるさと納税額を増やすことは極めて難しいというふうに考えています。また、稼げるところ

に人を配置するという考え方についても異論はございません。

現行のふるさと納税の制度もいつまで続くかわかりませんが、故に言葉は適切ではないかもしれませんが、稼げるときに稼ぎ、それを原資に事業を起こし、自走できる仕組みを構築していかなければならないというふうに考えています。

そのような中で、まずは令和7年4月に、現在、シティプロモーション課に設置しておりますふるさと応援係を企画財政課に編入する組織機構の再編を行い、ふるさと納税に専念できる体制を整えるようにしております。

その上で、ふるさと納税制度を取り巻く情勢の変化や事業の進捗状況を見ながら、どのような戦略で臨むのかを整理するとともに、さらなる寄附金の獲得に必要な経営資源、人・もの・ことを見極めた上で、柔軟に対応していく必要があると考えております。

その際には、御提案のふるさと納税推進室のような組織を再編することも視野に入れながら、どのような組織体制がベストなのか、担当課ともよく協議をした上で、新たな組織を編成するという結論に至った折には、できるだけ早い時期に実現できるように取り組んでまいります。

○議長（古賀ひろ子）

丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

ぜひ実現に向けて検討していただきたいと思います。

もう1つ提案があるんですね。新宮町では、外郭団体として、おもてなし協会を設置し、ふるさと納税だけでなく町内の観光業や様々なイベントとふるさと納税のコラボレーション、これが実現できていますね。ホームページも拝見させていただきましたが、宇美町とは感覚ってどうか発想が全然違うんです。

民間の力も取り入れた組織の構築あるいは既存団体の再構築を行うべきだと提言しますが、町として何か構想はありませんか。

○議長（古賀ひろ子）

原田副町長。

○副町長（原田和幸）

ふるさと納税・地方創生の推進に関しましては、例えば、まちづくり会社、またまちづくり公社、そして協会などの地域商社、そしてその他の外郭団体を設立・活用している自治体があります。

そのような中、今後のふるさと納税の増額に向けまして公社などの仕組みを研究すべく、私ほか職員2名で、昨年10月に先進地である長野県の塩尻市、また茨城県の堺町へ視察研修に行っていました。両自治体ともそれぞれ公社の役割が違いましたけれども、自治体の施策に合

わせてうまく公社を活用しながら行政運営を実施されており、大変刺激になる研修でございました。

当町におきましても今後、こういった公社等が必要であるか調査・研究を行う必要があると認識をいたしております。両自治体を視察して感じたのは、公社と民間の力がまちづくり・地方創生のための鍵になっているということでございます。そして、宇美町がこういった民間の力を活用した次のまちづくりへの第一歩を踏み出すためには、まずは財源の確保が最優先であると考えています。

そのためには、令和7年度以降、ふるさと納税を増加するために体制の強化を図り、基盤をつくり上げていくことが不可欠であると考えています。

それと同時に、集めた財源を今後のまちづくりにどう活用していくのか、その中で公社の必要性もしっかりと調査・研究しながら進めてまいりたいと思っています。

まずは来年度、ふるさと納税と地方創生を一体となって推進できる組織体制を確立したいと考えています。

○議長（古賀ひろ子）

丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

じゃあ、最後に、町長にお尋ねしたいと思います。

令和7年度の当初予算も基金を6億円も取り崩さないと当初予算を組めませんでした。

このままいくと、せっかく積み上げてきた財政調整基金も目減りしまして、子育て支援事業、高齢者対策あるいは防災対策、今後、力を入れていかなければいけない事業も縮小せざるを得なくなると思います。

必要なのは選択と集中であり、本当に危機感を持ち、企業版を含むふるさと納税、V字回復するしかないと思います。

最後に町長に答弁していただきたいと思いますが、V字回復に向けて今日から何にどう取り組むのか。短期的な、もちろん中長期的な展望、そして職員の皆さんへのメッセージも含めて回答してください。

○議長（古賀ひろ子）

安川町長。

○町長（安川茂伸）

V字回復に向けた取組はということの御質問です。

先ほど来、課長また副町長が答弁いたしてまいりましたけれども、今回、公募型のプロポーザル方式によりまして運営事業者を見直しをいたしております。さらなる寄附の取り込みについて

事業者とポータルサイトや返礼品の改善に既に取り組んでおります。

新しい運営事業者は、令和5年度、全国で12位の94億円を集めた自治体の受託もしております。その自治体への寄附は、年々増加しているということですが、そのノウハウをふんだんに宇美町でも発揮していただきたいというふうに思っておりますし、私どももその後押しをしてまいります。

具体的な話をさせていただきます。

具体的に、この新しい事業者は、これまでの運営事業者に比べて手数料や配送料が安く、経費を抑制することができます。そのため寄附金額を下げるのが可能になってまいります。これによって、多くの方に選ばれる競争力のある返礼品の企画が可能になり、寄附金額の増加につながるというふうに思っています。

次に、低価格の商品のラインナップをしてまいります。

昨日もこの話少し触れましたけども、この業者は商品ごとに配送業者を代えているため、より安価な配送方法の選択が可能となります。そのため現時点では、寄附額の7,000円の返礼品が一番安価な返礼品となっておりますが、4月以降は、2,000円から5,000円などの寄附の価格帯の返礼品の企画が可能となります。新しい寄附層の取組を目指してまいります。

これは現在、宇美町、1万2,000円の寄附価格帯が中心としたラインナップでしたが、例えば寄附できる額が1万5,000円の方がおられるとすると、もう1品となったときに寄附額が7,000円の返礼品が一番安価な宇美町は選ばれません。

これからは残りの2,000円であるとか3,000円であるとか、そういった寄附の返礼品があるなら合わせて宇美町に寄附をしようかと思っただけのような商品のラインナップもしてまいりたいと思います。

次には、共通返礼品を強化してまいります。

町内事業者のみでは返礼品の拡充がなかなか難しいため、福岡県内の共通返礼品の強化を図ってまいります。私自身のネットワークもフル活用しまして共通返礼品の開発を行い、返礼品の数を増やすことで寄附額増につなげてまいります。先ほどお話ししました2,000円から5,000円の寄附価格帯の県内の共通返礼品の企画も現在、視野に入れております。

次に、定期便で拡充をしていきます。

現在の定期便の返礼品に、現在も取り組んでおりますが、寄附流入は芳しくはありません。人気のある返礼品を定期的に定期便にするということで、寄附額をつなげてまいります。

次に、ポータルサイトのポイント配信に伴う宇美町特設サイトを開設いたします。

2025年10月以降、ふるさと納税のポータルサイト、例えば楽天であるとか、さとふるであるとか、ふるなびとか、現在、宇美町では14サイトを使用しておりますが、ポイント還元が

できなくなる見込みでございます。そのため、寄附者にとってポータルサイトで寄附をするメリットが減ることが予想されます。そこで、宇美町独自のふるさと納税特設サイトを開設いたします。独自のふるさと納税サイトは、安価なコストで運営することができますので、現在のポータルサイトは、現状10%前後の手数料がかかっておりますので、低い金額での寄附受付が可能になります。

最後に、先ほど来、お話が出ておりましたが、ウナギの工場の誘致に成功をいたしております。

ウナギは、ふるさと納税業界に限らず非常に人気のある商品で、将来的に数億円規模の寄附金額の増加が期待できると考えております。

これには客観的なデータがございまして、飲食店の情報サイト楽天ぐるなびも議員よく御存じのことと思いますが、ぐるなびが毎年発表しますその年の世相を反映した食べ物に、今年の一皿というのがあります。年末に清水寺で発表されます今年の漢字をイメージしていただければ分かりやすいかと思いますが、アクセスしたユーザー数の検索・行動履歴など、ぐるなびのビッグデータから抽出したワードを基に、ぐるなびのユーザーアンケートやメディア関係者の審査を経て実行委員会が認証、決定、毎年年末に発表されるものです。ここまで言えばお分かりと思いますが、去年の一皿にウナギが選ばれております。

そのような人気のあるウナギの加工場を宇美町に誘致できたということは、町内事業者の返礼品の拡充という意味におきましても非常に大きな出来事だと思っております。

既に、4月上旬の先行予約として、楽天のポータルサイトに掲載をさせていただきました。特大サイズの1.1キロが1万1,000円、1.5キロが1万3,000円となっております、お得感もあり十分他の自治体と戦える商品であるというふうに思っております。順次、他のポータルサイトにも掲載してまいります。

また、企業版ふるさと納税につきましても、寄附件数、金額ともに順調に伸びていることから、これまでの取組を継続的に実行し、さらなる寄附金の増額につなげてまいります。

全ての寄附者の下、私が訪問することは不可能でございますが、大きな金額を寄附していただいた場合などは、できるだけ私自身が感謝状をお持ちして謝意を伝えるようにいたしております。先日も中古車販売のガリバーを運営しておられる株式会社I DOM様より、本町に対しまして企業版ふるさと納税を活用してハイブリッド車4台、金額にして約700万円を物納という形で御寄附を頂きました。

株式会社I DOM様は、CO₂排出等の削減効果が高い車を寄附するという事で、全国的に何か所か寄附してあるんですけども、その中で宇美町が選ばれたということでございます。

当町もゼロカーボンシティうみなどを宣言しておりますので、そういった環境に配慮したまちづくりが評価されたということをお聞きをしました。

実際、先月末には、ガリバーの太宰府インター店を訪問させていただいて感謝状を私が直接贈呈し、感謝の意を、言葉を述べてまいりました。

私が直接感謝状を持って行くと恐縮される企業もあるんですけれども、そのことが直接寄附につながったかどうかということは分かりませんが、2年連続で大きなお金、先ほどの話で言いますとリピートをしていただいた企業もごございます。

私が直接伺うことでリピートしていただけたら、感謝の意を伝える、そのことでまた寄附額が増えるということになれば、私はどこにでも伺おうというふうに思っています。

またIDOM様のように、本町の政策に賛同していただき寄附を頂けるということが大切なことではないかというふうに思っておりまして、2月現在で、約2,000万の寄附を頂いております。そのうちの3分の1は、4月に開校予定の学びの多様化学校の設立プロジェクトへの寄附となっております。

御案内のとおり、様々な理由で学校に行けずに、学びにアクセスできていない子どもたちを救いたいという本町の政策について賛同していただいたからたくさんの御寄附を頂戴していると考えております。多くの皆様や企業に賛同していただける政策をこれからも立案することが肝要であるというふうに思っています。

最後に、ふるさと納税の推進体制ですが、宇美町の課設置条例の一部を改正する条例を昨日、御議決いただきましたが、ふるさと納税に関する業務を一元化して、これまで分散していた力を一点に集中できるように4月1日付で機構改革する予定でございまして。

当面は、専任の職員2名体制で当たりますが、寄附額が増えていきますと当然、事務量も比例して増えてまいります。スタッフを増やす必要もありますし、人員増強はもちろんのこと、先ほど御提案のありましたふるさと納税推進室などの新設も柔軟に考えていきたいというふうに思っております。

職員へのメッセージをとということでございましたが、ただいま私が語る話しました内容をここにいる課長をはじめ職員も聞いていると思います。

宇美町のふるさと納税につきましては、新たなステップに進んで、着実に進化してくれることを職員も実感してくれていると思います。決して、担当者任せきりにはいたしません。私が先頭に立つことはもちろんのこと、職員で知恵を出し合い、町の魅力を発信、共感していただけるような政策の立案、お得感のある返礼品の開発の好循環を生み出すとともに、民間企業のノウハウやテクニックをフルに活用しながら、さらなるふるさと納税の獲得に向けて取組を強化してまいります。

○議長（古賀ひろ子）

丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

力強い答弁ありがとうございました。今回の質問では、かなり厳しいことも言わせていただきました。ただ、本町のふるさと納税も今なら何とか打開策が見えると思います。ぜひ議会と全職員、力を合わせてふるさと納税宇美町、ふるさと納税のV字回復に向けて頑張っていきましょう。

御静聴ありがとうございました。

○議長（古賀ひろ子）

4番、丸山議員の一般質問を終わります。

ただいまから13時まで休憩に入ります。

11時47分休憩

.....
13時00分再開

○議長（古賀ひろ子）

休憩前に引き続き会議を再開します。

通告番号2番。10番、白水議員。

○議員（10番 白水英至）

10番です。最近は異常気象が続いております。日本海側を中心に、東北地方に大雪が降りました。毎日のように雪下ろしや雪かきをされている姿がテレビなどで放映されていました。岩手県大船渡市では大規模な山林火災が起きています。亡くなられた方や被害に遭われた方々にお見舞いを申し上げたいと思います。

九州ではこのような雪の心配は考えられませんが、台風や大雨、地震、山林火災の心配は想定内に考えておかなければなりません。

そこで、今回の一般質問は、河川の維持管理です。河川の氾濫を防止するため、ダムや堤防などの河川管理施設の点検や修繕は大切ですが、河川の中に生い茂る草木や堆積した土砂を除去することも重要であります。最近の異常気象を考えると、早めの除草・伐採・しゅんせつ等の対策が必要です。

今回は、河川の維持管理、特に除草等について町や河川管理者の対応を問いたいと思います。

河川に草木が生い茂り、中には人の背丈を超えるものや数メートルに達している高木もあり、以前は歩道や道路に覆いかぶさっている箇所もありました。当然、住民からは除草作業の相談、時にはクレームなどが自治会や我々議員にも寄せられていると思います。町の担当課にも相談があっているかは分かりませんが、どうでしょうか。最近の異常気象を考えると早めの対策が必要と思いますが、対応はどのようになっているのかお尋ねしたいと思います。

まず初めに、本町にある河川は、ほとんどが県の管理下になっていると聞いています。それが

いいのか悪いのかはよく分かりませんが、何か問題が上がっても、この川は県が管理しているので、町としてもどうにもできないと何度も今まで聞いてきました。そこで、最初の質問に入ります。

本町にある河川について、本町が管理する河川と県が管理する河川の割合はどのようになっているのか、具体的な説明をお願いしたいと思います。

○議長（古賀ひろ子）

藤木都市整備課長。

○都市整備課長（藤木義和）

回答をさせていただきます。

まず、宇美町内の河川につきまして御説明を申し上げます。

町内には、福岡県が管理する二級河川と町が管理をしております普通河川がございます。普通河川は、一般的には二級河川の上流に位置しております、そのほとんどが天然護岸でございます。それに対して二級河川につきましては、宇美川、井野川、内野川、仲山川の4河川がございます。

御質問の割合でございますけれども、管理区分上、林野庁が管理している国有林と普通河川の中でも県の砂防課が管理しております砂防指定地域がございまして、なかなか割合というのは出しにくいところもございまして、管理区分の境目となるポイントで御説明をさせていただきます。

まず、宇美川が一本松の入り口から入りまして、下流に向かった打尾池の下にございます内野橋から上流、それから井野川につきましては原田小学校の少し上流にあります四時田橋から上流、次に内野川でございますけれども、四王寺の県民の森の中腹ぐらいいにございます柚の木橋の付近から上流、最後に仲山川でございますけれども、太宰府市との町境にございます新仲山橋から上流が普通河川となっておりますが、その普通河川の中にも砂防指定地域がございまして、県が管理する区分となっておりますので、なかなか割合としては出しにくいと。

ただ、ポイントにつきましては、今申し上げたところから上流が普通河川の管理区分となっております。

○議長（古賀ひろ子）

白水議員。

○議員（10番 白水英至）

最近では異常気象で想定外なことが起きています。最初に述べたように、今の河川は、堆積した土砂、草木や木々、高木などが生い茂り、雑木林みたいに様々な形に変わっています。大雨が降れば、ごみや流木が河川に生えている木々に引っかかり水を止めたりもします。近くの民家には瞬く間に床下や床上浸水になってしまうかもしれません。河川の土手も洗い流されて、田んぼや

畑、民家に泥水が流入するかもしれません。

そこで、2つ目の質問に入ります。本町が管理する河川維持管理は計画的に行われているのか、これまでの状況を過去5年間についてお示しをしていただきたいと思います。

○議長（古賀ひろ子）

藤木課長。

○都市整備課長（藤木義和）

河川管理者となります福岡県及び宇美町につきましては、それぞれ洪水の抑制など、災害の防止や流水の正常な機能維持などについて総合的に管理を行うこととなっております。

宇美町におきましては、町職員による現場のパトロールなどの確認や地元の自治会等からの要望に基づいて、民有地や道路、それから歩道に隣接する河川沿いの草刈り、樹木の剪定等の業務を年に1回から2回程度定期的実施をいたしております。

なお、河川内につきましては、過去5年間で町が管理する河川の川底のしゅんせつの実績についてはございませんが、要望等に基づきまして、河川内に生えている雑木、こういった雑木を伐採したという実績がございます。

また、前述のとおり、宇美町が管理する河川につきましては天然護岸がほとんどでございます。地元の方々の御意見を伺いながら、計画的な維持管理を行っていかねばならないというふうを考えておりますが、今回、パトロール等で河川内に雑木が生えているという箇所も幾つか確認できておりますので、これにつきましては職員で情報共有しておりますので、早速何らかの対策は講じていかねばならないというふうには考えているところでございます。

○議長（古賀ひろ子）

白水議員。

○議員（10番 白水英至）

何年か置きにはそういった木を切つてあると言われますけど、私が見ている範囲でいえば、かなり大きな木になっています。ここ二、三年で大きくなるような木じゃありません。幹周りも結構大きくなっております。

私はよく河川のことを住民に聞かれます、何で町は川をきれいにしないのか。私は、担当課が言うように河川は県の管理下ですからとって話を濁してきましたが、最近はあまりにもひどすぎます。今までに何度か道路や歩道にはみ出した木々の枝などを担当課に切ってもらったこともあります。今ではあちらこちらに木が大きくなって高木になっております。

先ほども言いましたが、最近線状降水帯が発生して、いきなりゲリラ豪雨となり短時間に100ミリ以上の雨が降ります。河川沿いには通学路も多いです。管理者と学校教育課にもこういう状況をどのように捉えておられるのか見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（古賀ひろ子）

川畑学校教育課長。

○学校教育課長（川畑廣典）

河川のお話しなんですけど、御存じのとおり、河川沿いが通学路になっているというような場所も町内にはあるわけですけども、例えば河川の管理が行き届いていなくて通学路等に影響があるという場合に関しては、やはり通学路として望ましくないという学校側の方でも思っております。

また、今言われた増水などの、危機管理上では、実際にそういうことが起こった場合には、まずは教員による見回り等による安全管理を行うほか、この大雨が大規模な場合については、臨時休業するなどの対応を検討することとしております。また、先ほど言いました直接通学路に影響があるような場合には、学校教育課から都市整備課のほうに整備の要望を出すことも考えられると思います。

○議長（古賀ひろ子）

藤木課長。

○都市整備課長（藤木義和）

今、学校教育課のほうの対応がありましたけども、そういった危険箇所については、適宜うちのほうとしては維持管理を行っていきたいというふうには考えております。

○議長（古賀ひろ子）

白水議員。

○議員（10番 白水英至）

あの近所はですね、原田小学校の前の近所は随分昔、小学生の子どもが流されそうにもなったことがあるんですよ。だから、そういった雑木、高木とかに引っかかって、そしたら氾濫すぐしますよね大雨が降ると。だから、最初から大雨と分かれば学校も休校にしたり、そういった対策を取るかもしれないけど、いきなり降ったときの話ですよ。

ですから、事前にやっぱりそういった点検というか、学校側もそうですよね、歩道沿いなんかは特に注意を払ってもらいたいと思います。次の質問に入ります。

河川の維持管理に関する自治会等からの要望等の内容、また、その要望が、町が管理する河川の場合と県が管理する河川の場合の対応、過去5年間についてお示しいただきたいと思っております。

○議長（古賀ひろ子）

藤木課長。

○都市整備課長（藤木義和）

まずは、町河川に関する要望でございますけれども、令和5年6月に原田地域を流れておりま

す井野川の土砂堆積に関する要望書が提出をされております。内容といたしましては、川底に土砂が大量に堆積しており、その上に草が生い茂っていると、災害時に増水した際に氾濫や洪水の危険性を心配している、また、ごみ等の投棄も見られ、水質の心配をしているというような内容のものでございました。

本要望箇所につきましては井野川の上流部で、ちょうど福岡県と宇美町との管理区分が分かれる箇所となっております。現地確認を行いまして、町が管理する箇所につきましては、草刈りや樹木の剪定等の対応を行っております。

なお、河川内については定期的な堆積状況を確認しておりまして、川底の草刈りや樹木の伐採等を検討することといたしております。

また、福岡県が管理する箇所につきましては、個別要望として福岡県へ申請をしておりますけれども、現段階で何らかの対応がされている状況ではございません。毎年、福岡県へ定期的に要望を行っておりますが、引き続き対応を強く求めていきたいと、要望していきたいと考えているところでございます。

次に、宇美町から実施した福岡県に対する河川管理に関する要望の内容をお答えさせていただきます。

福岡県に対する要望につきましては、年1回、おおむね7月頃に県河川維持管理を担当しております福岡県土整備事務所河川砂防課へ要望書と資料を提出させていただいております。

要望内容につきましては、町内の二級4河川、宇美川、井野川、内野川、仲山川に対して提出されている地元の要望、それから町職員の現場パトロール等で確認して判明したもの、河川内の草刈り、雑木の伐採、それから、しゅんせつ、護岸破損への改修対応などになっております。

本年度要望をいたしました件数で申し上げますと、全部で合計しますと23件、草刈りが10件、伐木が3件、しゅんせつが4件、護岸改修6件となります。

詳細にお聞きしたいということでございましたので、河川ごとに申し上げますと、宇美川が計8件、草刈り3件、伐木が1件、しゅんせつが2件、護岸改修2件となっております。井野川が計8件、草刈りが3件、伐木が2件、しゅんせつ1件、護岸改修が2件、それから、内野川が計6件、中身は、草刈りが3件、伐木1件、護岸改修が2件、それから、仲山川につきましては1件で草刈りとなっております。

次に、先ほど申し上げました要望に基づく福岡県の対応実績、過去5年間、こちらも詳細にということでございましたので、過去5年間で合計46件っております。

年度別に申し上げますと、令和2年が除草が3件、それから伐木が3件、しゅんせつが1件、除草対策が2件、護岸改修がゼロ、合計の9件。

それから令和3年度が、除草が1件、伐木が1件、それから除草対策が3件、護岸改修が1件

の合計6件。

令和4年度につきましては、除草が2件、伐木が3件、防草対策が3件、護岸改修はあっておりません、合計の8件。

それから令和5年度、除草が3件、伐木が4件、しゅんせつが1件、防草対策として4件、護岸補修が1件の13件。

それから令和6年度、本年度、これは2月末になりますけれども、除草が3件、伐木が2件、しゅんせつがゼロ、防草対策が3件、護岸改修が2件、計10件となっております。

さらに、詳細でということでしたので、4河川それぞれ福岡県が対応した実績を申し上げますと、宇美川につきましては、合計5か年で13件の対応を行っております。除草が合計4件、それから伐木が3件、しゅんせつが1件、防草対策として4件、護岸改修が1件、合計13件でございます。

それから、内野川につきましては、5か年の実績として15件、除草が4件、それから伐木が4件、しゅんせつがゼロ、それから防草対策が4件、護岸改修が3件の合計15件です。

続きまして井野川になります。井野川が5か年の実績で10件、除草が2件、伐木が4件、しゅんせつが1件、防草対策が3件、護岸改修ゼロの合計10件。

仲山川でございます。仲山川が全部で8件、5か年の実績としまして、除草が2件、伐木が2件、しゅんせつゼロ、防草対策が4件、護岸改修はゼロの合計8件となっております。

福岡県のほうも予算編成状況が厳しく、要望の対応の進みが悪いことから、宇美町としても二級河川の清掃、除草など河川愛護活動に支援するクリーンリバー推進対策事業というのが、福岡県が実施をしております。

これは年間に団体の方々に7万円程度を支給して除草していただくような事業でございまして、これは、その7万円といいますのは活動費の燃料代とか機械代とか、そういったものの伐採等をしていただける団体に7万円を支給して河川美化に努めていただくというような事業がございまして、令和5年度に私のほうで河川の対象となるようなところの自治会、それから水利組合、そういったところに、こういう対策事業はありますけど、やってみませんかというような投げかけをさせていただいております。

実績として10団体ほどに投げかけをしていただいたんですけど、御賛同いただいたのは今のところありませんが、こういった河川愛護に関するようなものは今後も推進していきたいというふうに考えております。

○議長（古賀ひろ子）

白水議員。

○議員（10番 白水英至）

説明を聞いていると、毎回ちゃんと清掃していますよみたいに聞こえるんですけど、私は写真で撮ってきて見せましたよね。高木ですよ、根周りなんかこんなになっているのに、ここ四、五年であげん大きくなるんですよ。堆積もすごいし、土砂もすごい、オーバーに言うと川は3分の1ぐらい土砂に埋まっていますよね。毎回清掃されているとは全く思いませんけどね。次行きます。

小さなごみや空き缶などは、6月の町内一斉のラブアースなどで清掃はできるかもしれませんが。しかし、これほど伸びた草木や土砂は住民の手には負えません。特に私の地域では、道路から川底までが高すぎて川に降りることさえもできません。

それで次の質問に入りますが、町民の命を守るため、河川の氾濫を予防しなければならない。そのためには河川の計画的な維持管理が必要と思うが、担当課の考えをお尋ねします。

○議長（古賀ひろ子）

藤木課長。

○都市整備課長（藤木義和）

まず、河川管理の計画的な維持管理というのは、私どもも必要だというふうに考えております。先ほど申されました高木の幹周りが大きくなったものというのがあるということで御指摘をいただいております。その件につきましては、先ほども申し上げたとおり高木に限らず、河川内に生えている雑木というのは、河川の中でもやはり河積阻害をする可能性が非常に高いということを確認しておりますので、そこについては順次手がけていきたいというふうには考えているところでございます。

○議長（古賀ひろ子）

白水議員。

○議員（10番 白水英至）

最後になります。町長にお尋ねしたいと思います。

最近の河川は、先ほども言いましたように、ひどいことになっています。生物の繁殖などを考えますと、多少は草も生えていたほうがいいと思います。最近、蛍観賞会もあっているようです。私も蛍の時期が待ち遠しい気持ちになります。

ですが、水害と人災は違います。蛍の観賞会等ができるように、河川の一部を整備し、ほかはきれいに清掃する。河川にはビニールや空き缶、その他のごみが木々に絡まっているのは見た目も悪いと思います。住みたい町、住み続けたい町、美しい町にするには、河川の清掃も大事ではないでしょうか。見解をお尋ねします。

○議長（古賀ひろ子）

安川町長。

○町長（安川茂伸）

議員御提案のとおり、近年頻発する豪雨災害に備えて、河川の雑木や堆積物などの障害物を定期的に撤去して、適切に維持管理していくことは大変大切なことだと思っております。

先ほど担当課長も答弁しましたが、宇美町の管理する河川は、範囲が全体から見ると非常に少なく、その大部分は県が所管しております二級河川となっております。その二級河川の草刈りやしゅんせつに関しましては、地元自治会からの要望を取りまとめて、年に1回、定期的に町から県へ要望書を提出しているというのが現状でございます。

県では、県庁内の各課で要望内容を精査して検討し、文書にて回答がなされております。また、定期要望に含まれない箇所や緊急性を有する案件等につきましては、その都度、個別要望として福岡県に申請し協議しておりますが、県からは往々にして限られた予算の中で必要性や緊急性、効率性を考慮して順次対応するというのが回答となっております。

町としましても、少しでも順番が早まりますように折々に県に要望するとともに、特に緊急性を有するような場合については、担当課長、担当副町長を県に派遣するなどをして強く要望してまいります。

そのような中、これも先ほど紹介がありましたけども、河川内しゅんせつのような大がかりなものではできませんが、河川の清掃や除草を行っているボランティア団体や企業等へ、河川浄化報償金や草刈機を貸し出すというクリーンリバー推進対策事業という共助の取組が県から発信されております。このような取組を自治会やそれぞれの団体に御紹介も引き続きさせていただきます。

議員のおっしゃるように、蛍の観賞会とか、次世代にこのきれいな川を引き継いでいかなければならないわけでございますので、いずれにしましても大雨などによる河川の氾濫を防ぐためにも、しゅんせつなどの河川管理、非常に大切であると考えております。

臨機応変に対応してまいりたいと思えますし、個別にこの後も担当課に指示をしまして、大きなそういう障害物があるところをぜひ見せていただきたいというふうに思っております。

○議長（古賀ひろ子）

白水議員。

○議員（10番 白水英至）

お願いします。県にはやっぱり強い要望を出してもらいたいんですが、町の管理している河川は今すぐにでも、しようと思ったらできるわけですよ、予算はもちろんかかりますけど。ですから、できるところからまずやってもらいたい。それをお願いしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（古賀ひろ子）

10番、白水議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（古賀ひろ子）

通告番号3番。9番、鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢）

9番、日本共産党の鳴海圭矢です。早いもので、私たち議員の任期も残り1年を切ってまいりました。本年度の目標として、昨年末より物価高騰が急速に進んでおります。生活が苦しくなるのを実感しております。こういうときこそ町民の皆さんの暮らし、健康、命、これを守っていかねければなりません。

町民の皆さんの悩み、苦しみ、これをしっかりと受け止めて執行部に届けていくと、この役目をしっかりと果たしていきたいというふうに思います。最後まで気を抜かずに頑張っていきたいと

思います。

さて、今年は何事もなく無事に1年終わればいいなと思っておりましたが、本年の1月28日、埼玉県八潮市、首都高速八潮インターチェンジから北に約700メートル離れた場所で道路が陥没するという事故が起きました。陥没した穴の深さが約15メートル、直径は約10メートルにも及び、トラックに乗っていた74歳の男性が穴に転落し、現在も安否がどうなったか私はまだ聞いておりません。非常に痛ましい事故であります。

救助・復興作業が難航して、付近一帯では、一時は下水の使用を控えるようにというふうな話もあったようで、影響が広範囲に及びました。現在は大分復旧作業が進んだというふうに聞いております。

原因は、これは下水道の破損事故とみられ、これを受けまして、国土交通省が都道府県、政令市、市町村の下水道担当者に対して、下水道管路施設の緊急点検を行うようにということで通達が出たというふうに聞いております。

この下水道の老朽化の問題というのは以前から指摘されていましたが、これは全国的な問題であるということで。では、この本町宇美では果たしてどうだったのかということで、今度のニュース連日報道されましたね。恐らく町民の皆さんも関心が高いのではないかなと思います。

そこで、まず最初の質問です。町内の下水道における最新の点検結果がどうであったのか、まず質問をいたします。

○議長（古賀ひろ子）

前田上下水道課長。

○上下水道課長（前田友博）

失礼いたします。今回の大規模な陥没事故を受けまして、事故発生翌日の29日には国土交通省から日最大処理量3万立方メートル以上の大規模な下水処理場に接続する口径2,000ミリ

以上の下水道管につきまして、目視等による緊急点検を行うように通達が出されております。

これを受けまして、福岡県では対象外にはなりますが、口径が2,000ミリ以上ある下水道管の緊急点検を行っております。

当町におきましても早々に多々良川流域下水道に接続しております最大口径900ミリの箇所につきまして、マンホールからの目視点検を行っており、現時点では問題ないと判断しているところでございます。

通常、下水道管の点検につきましては、下水道法に基づきまして、腐食するおそれが大きい下水道管、いわゆるコンクリートなどの腐食しやすい材料で作られていて、設置している場所が下水道管の勾配が著しく変化する場所、また高低差が著しい箇所などにつきましては5年に1回以上の点検をするように義務づけされております。

当町の下水道管は、昭和62年より整備工事に着手いたしまして、以降、年次計画による整備を行ってまいっておりますが、埋設管として主要幹線及び面整備管、合わせて約160キロとなっているところでございます。

下水道管全体の耐用年数としては、おおむね50年となっておりますが、当町は整備着手から37年ということで、耐用年数に達している管はないものの、主要幹線として布設しております鉄筋コンクリート管につきましては、流量が多いことから硫化水素の発生などによる腐食のおそれがありますので、管路点検結果により施設の損傷や汚水流下状況等によりテレビカメラによる詳細な調査を実施しております。

今年度におきましては、一部の幹線管路をテレビカメラによる調査を行うとともに、四王寺坂地区や若草地区、光正寺地区の面整備管についても点検をしております、一部湧水対策等での修繕を要する箇所はございますが、老朽化等による緊急性を伴うものは見受けられないというところでございます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子）

鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢）

本町の場合は、そもそも国土交通省の緊急通達の対象から外れていたということですね。それでも慎重を期して点検されたということで。また耐用年数についても、まだそこまで、37年ということで、老朽化という問題は緊急に心配する必要はないのかなと今の答弁で思ったんですが、規模の違いとかいろいろあるかと思えますけども、やはり事故というのはいつ起こるか分からないものですし、一応、耐用年数50年とは一応言われておりますけれども、もしかしたら48年目か49年目に破損する可能性が絶対ないのかと言われたら、あるかもしれませんから、

やっぱり点検は定期的にやっていくべきではないかなと思います。

今後、下水道の事故、専門家の指摘によると今後全国で増えていくんじゃないか——増えていくだろうと、そして、これは全国どこでも起こり得るんだという指摘もありましたので、今ちょっと答弁聞いた中で、じゃあ本町では追加の点検とか対策は必要ないんだというふうに捉えていいのか。また、下水道整備の予算配分に変更はないのか、このことについて質問をいたします。

○議長（古賀ひろ子）

前田上下水道課長。

○上下水道課長（前田友博）

今回新たに追加点検等を行うということは考えてはおりませんが、年次計画的に行っておりますストックマネジメント計画に基づきまして、令和7年度においても交付金を活用して下水道管路約28キロ、またマンホール1,200か所の目視点検を行うこととしておりますので、早期に点検が行えるように現在考えております。

また、現場巡回等により著しい道路の沈下が見受けられた際には、下水道管路の目視点検以外に路面下の空洞調査を行った経緯もございますので、道路管理者と協議を行いながら、そのような対策も視野に入れてまいりたいと考えております。

予算配分につきましては、現時点での変更はございませんが、交付金の配分などによる国や県の動向を見ながら対応してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子）

鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢）

しっかり対策を取られているということがよく分かりました。

緊急にそういった工事というのは当面必要なさうだなという話なんですけれども、将来を見据えて老朽化に備えた下水道管の更新計画ですね、そういったものも将来を見据えて準備していく必要があるんじゃないかなというふうに思うわけです。

ネットのニュースによりますと、関東37の自治体で「水道料金値上げ40%増の街も」と、こういう見出しで、埼玉県本庄市では2025年、今年4月から約40%の水道料金の値上げに踏み切るというニュースを読みました。

関東では、この1年で37の自治体が水道料金を値上げしたということで、これ主な原因は、下水道の老朽化の補修に充てるということですね、幸いなことに本町はまだ時間がございますので、今からしっかりと将来に備えた計画を立てて取り組んでいけば、そんなに慌てる必要はないかなと思うんですけれども、老朽化に備えた下水道管の更新計画を準備する必要があるのではないかな

と思うわけなんです、その点についてはいかがお考えでしょうか。

○議長（古賀ひろ子）

前田上下水道課長。

○上下水道課長（前田友博）

昭和62年の下水道管理設から37年経過しているものの、下水道管本体の耐用年数には達してはませんが、現在まで損傷による補修を行ったことはございます。また、老朽化や腐食による修繕、また更新した経緯は、現在までないところでございます。

ただし、今後もストックマネジメント計画に基づきまして管路点検を行うこととしておりますが、主要幹線として布設している鉄筋コンクリート管につきましては、今後腐食する可能性も考えられます。新たにバイパス管を布設するのではなく、既存の下水道管内にFRPやガラス繊維などによるライニングコーティングを行いながらの更生工法、そのような工法を踏まえながら将来を見据えた更新計画について今後検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（古賀ひろ子）

鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢）

将来を見据えて計画をしっかり立てていただきたいなというふうに思います。

それで、最後のまとめなんですけども、今答弁を聞いたところ、そもそも八潮市とは宇美町はそもそも地理的な条件とか歴史的な経過も大分違うというのが分かったわけなんですけども、本町で八潮市のような大規模な下水道管の破損事故が起こり得る可能性、これはあり得るのかという問題と、万が一下水道管の破損事故が起きた場合どういった対応を取るのか、そのことについてお尋ねをいたします。

○議長（古賀ひろ子）

前田上下水道課長。

○上下水道課長（前田友博）

埼玉県八潮市で発生いたしました道路陥没事故につきましては、中川流域下水道として11市4町の下水道を処理する処理場へつなぐ口径4,750ミリの大口径下水道管が腐食により破損したものでございます。

糟屋地区6町の下水道を処理する多々良川流域下水道の最大口径は1,650ミリと比べますと、処理人口や処理面積、処理能力ともに大きな差がございます。

規模は異なるとはいえ、老朽化や腐食による下水道管の破損は起こり得るものと考えております。仮に破損した場合は、場所によっては広範囲で下水道の使用ができなくなり、今回の事故同様に使用の制限や、少量であればバキューム車によるくみ取運搬などの対応が必要になるかと思

われます。

このように自然流下で処理する下水道管の破損があった場合は、緊急的な対応が難しいことから、管路点検などを適切に行い、事前に予防していくことが大事であると考えております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子）

鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢）

今答弁いただきまして、八潮市のようなトラックが1台落ちるような大規模な事故というのはあまり考えにくいということで、町民の皆さんもこれで安心できたのではないかなと思います。

あのニュースがちょっとあまりにもショッキングなところ、全国にすごいインパクトを与えたんじゃないかなと思うので、そこを心配されている町民の皆さんもおられたと思うんですけど、今、課長の答弁を聞いて安心したのではないかなと思います。

そうはいつでも油断禁物ですので、今後とも定期的な点検と将来を見据えての対策など、そして、これまたちょっと別の質問になるかと思いましたが今回触れませんが、技術者の不足が安全対策の1つの課題になっているという指摘もございましたので、人材の確保も併せまして今後も下水道の安全性の確保に取り組んでいきたいと思っております。

以上をもちまして、まず最初の質問を終わります。

○議長（古賀ひろ子）

続けてどうぞ。

○議員（9番 鳴海圭矢）

続きまして、2番目の質問に参ります。

子どもたちの苦難にどう向き合うかということで、これもまた非常に深刻な話になりますけれども、厚生労働省と警察庁の発表によると、2024年に自殺した全国の小中高生は前年より14人多い527人に上り、過去最高だったという発表がされました。全体の自殺者数は前年比1,569人減の2万268人で、1978年の統計開始以降2番目に少なかったということです。こういった全体の自殺者数が減少する中で、将来を担う未来ある小中高生が自ら死を選ぶというのは本当に痛ましい限りです。これは大人の責任です。

それについて令和7年の2月10日、文部科学省初等中等教育局児童生徒課長名で、児童生徒の自殺予防に関わる取組の強化について通知が出ております。その中で、いかなる事情であれ、子どもたちが自ら命を絶つようなことはあってはならず、極めて重大に受け止める必要があると書かれておまして、私も全く同じ思いであります。

そこで、今回は本町の小中学生に対する相談体制について質問をいたします。

教師が子どもたちの悩みにいち早く気づいて対応していく、子どもたちの話を聞いてあげることが大切であると考えておりますが、現在での学校の対応はどうなっていますか、これについて質問をいたします。

○議長（古賀ひろ子）

川畑学校教育課長。

○学校教育課長（川畑廣典）

子どもが自ら命を絶つということは、決してあってはならないということを強く思っておるところです。今日元気に登校した子どもが元気に帰宅する、笑顔で登校した子どもが笑顔で帰宅する、そのような当たり前の日常が何より大切であると考えております。

行きたい学校、会いたい仲間、参加したい学びは、そのような思いから宇美町の教育長が常に言っておられる言葉になります。定期的な教育相談、またアンケートの実施は最低限のこととして定期的に学校のほうで行っております。

また、担任だけではなくて、授業に関わる教師、それから部活動に関わる教師、養護教諭、栄養教諭、事務官、学校司書、また支援員など、多くの大人で子どもを見守ることが何より大切だというふうに考えております。時には校長などの管理職も子どもと直接面談をすることを求めています。

学校関係者全員のアンテナの感度を上げまして、元気のない子ども、また、笑顔のない子どもと対話をしながら、小さなSOSをいち早くキャッチできるように、全ての学校で取り組んでいるところです。

○議長（古賀ひろ子）

鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢）

アンケートなど様々な方法を取られているということで、担任の先生だけでなく、事務の方、学校の司書の方とか、あるいは管理職の方もそういった子どもたちの悩みにいち早く気づけるようにとアンテナを上げているということでしたけれども。

学校でスクールカウンセラーというものを置いているかと思えます。言うまでもなく、スクールカウンセラーというのは心理状態の分析やカウンセリング、心のケアを担うということに対し、また、別にスクールソーシャルワーカーという役職もいますよね。こちらは主に福祉制度の紹介、家庭環境へのアプローチと、環境のケアを主軸に対応するというふうに聞き及んでおります。

スクールカウンセラーもスクールソーシャルワーカーも、どちらも欠くことができない非常に大事な存在だと思いますけれども、現在、町内にスクールカウンセラー3名というふうに聞いておりますけれども、私は、相談体制をより強固なものにするためにも、町内の小・中学校それぞれ

れ1名ずつのスクールカウンセラーを配置していく必要があるのではないかというふうに思うのですが、その点についてはいかがお考えでしょうか。

○議長（古賀ひろ子）

川畑学校教育課長。

○学校教育課長（川畑廣典）

現在は、今言われたとおり中学校に週に一度、これは県の職員になりますけれども、県派遣のスクールカウンセラーが在中して、中学校区ごとに相談業務にあたっているという状況です。

また、先ほど言われた3名というのは、学校の外になりますけれども、原田小学校の敷地内に町の教育相談室がありまして、こちらで臨床心理士・公認心理師の相談員が週に3日在中して、3名で相談にあたっているところです。

この原田小にある相談室については、ちょっと余談になりますけれども、令和7年度からは、できればうみハピネス内に設置をしたいと考えておりまして、うみハピネスのほうで教育相談室が町の拠点になるよう考えており、町内の小・中学生が誰もが使いやすい、またアクセスしやすいものにしたいと考えています。うみハピネスのワンストップ機能もさらに向上させたいという考えの下です。

この臨床心理士、公認心理師など、スクールカウンセラーを全小・中学校に配置するというところですけれども、なかなかこれは、大きな人件費が必要になりますのでちょっと厳しいかと思えますけれども、必要に応じて現在います相談員等を町の拠点から迅速に派遣し、相談業務にあたるよう配置また在り方などを検討してまいりたいと考えます。

○議長（古賀ひろ子）

鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢）

もちろん、予算的な問題というのも非常に大切な問題だと思います。なかなか予算確保しにくいと、そういう問題もあろうかと思えますけれども、子どもたちの健やかな成長を思えば、私は予算をつける価値というのは十分あると思いますので、今後も課題として、ぜひ検討してもらいたいなというふうに思います。

また、次の質問なんですけれども、学校の中はもちろんのこと、学校の外でも、子どもたちや保護者が気軽に相談できる体制が必要ではないかなと思うわけですが、本町ではそういった学校の中で、あるいは外での相談体制というのは実態はどうなっているのでしょうか。

○議長（古賀ひろ子）

川畑課長。

○学校教育課長（川畑廣典）

学校の中では、先ほど言った定期的な相談を実施しているところで、学校の外につきましては、これも先ほどちょっと触れましたけれども、原田小学校の敷地内に町の教育相談室を設置しているということで相談に当たっているところです。

また、この相談に関しては、実はうみハピネスにはこども家庭センターが設置されております。開所から1年がたちますけれども、今年の宇美町ホームページのリニューアルに合わせて、実はメールによる相談受付も開始をしております。これにより、電話対応時間以外の24時間いつでも発信していただけるというような状態にしております。

こういった相談体制の周知をしまして、気軽に安心して相談していただけるよう、SOSを発信していただけるように、さらに工夫・改善をしてみたいと思っております。

○議長（古賀ひろ子）

質問の途中ですが、ただいまから14時まで休憩に入ります。

13時49分休憩

.....

14時00分再開

○議長（古賀ひろ子）

休憩前に引き続き会議を再開します。

鳴海議員、質問を続けてください。鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢）

今、答弁の中でいろんな形で相談を受け付けているということで、また、メールによる相談も受け付けているということで、今、SNSがもう主体となって、今、ラインがコミュニケーションツールとしては何か一番活用されているというふうに聞いておりますので、確かにメールを使えば、人目を気にすることなく自由に相談できる。相談するハードルというのが大分低くなるのではないかなと思いますので、時代に合わせて、こういった柔軟な対応をしていっていただきたいというふうに思います。

やっぱり、気軽に相談できる体制と、それと同時に安心して何でも話せるという関係性の構築、これも非常に大事ではないかなと思いました。

さて、西日本新聞の記事によりますと、福岡県教育委員会は、生徒が自死した際に事故死として扱う選択肢を設けた調査票を学校に渡して、遺族の聞き取りに使っていたという記事がありました。いろいろな考えがあつてのことかもしれませんが、文科省はこういった提案というのは不適切だという見解を出しております。

これについて、本町の教育委員会ではどういった見解でしょうか。これは、教育長にお答え願ってよろしいですか。

○議長（古賀ひろ子）

折居教育長。

○教育長（折居邦成）

まず、議員御指摘の今年1月25日土曜日の西日本新聞朝刊は、福岡県立中学校・高等学校での記事であることを申し述べます。つまり、市町村立小・中学校いわゆる義務教育ではないということになります。

私は昨年度、令和5年度まで県教育委員会で義務教育におけるこのような事案に対応する責任者をさせていただいておりました。他課のことはすいません、よく分からないんですが、義務教育では、この報道にあるような調査票の存在は一切ありません。

義務教育の段階ではあってはならないことですが、児童生徒が自死した場合、一番に大切にするのは御遺族の意向です。また、警察も捜査に入られます。警察はまず、事件性の有無を調べ、事件性がないようであれば、同じように御遺族の意向を第一に対応されています。

新聞報道にあるような遺族を誘導し、御遺族が知らぬ間に事故死を希望しているなどと判断したことは一度も一切ありません。宇美町教育委員会の見解も全く同様でございます。

ただ、何より子どもの命が失われるようなことは万が一にもあってはならないというふうに強く考えております。このことを大前提に、先ほど申し述べた支援体制、相談体制の充実に、今後万全を期してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（古賀ひろ子）

鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢）

今、新聞記事の内容について義務教育ではないと、これはまた別の学校の話なんだということで、これは重要な指摘をされました。それは分かりました。

遺族からの要望をまず第一にされるということ、そこももう当然のことだろうと思います。遺族からの要望というのを第一にするというのは本当に大事なことだと思います。本町の教育委員会が至極まっとうな見解を示されたということで、私も安心しました。

幸いにして、本町はそういった事例がないということです。それはそれでいいんですけれども、自ら死を選んでいなくても、その手前で悩み苦しんでいる子どもたちも、見えていないだけで、もしかしたら大勢いるかもしれない。そういった子どもたちにどう向き合っていくかというのが、今後も大きな課題ではないかなと思います。

今、教育長が力強く、万全な対応をしていくということで私も安心しました。

この2つ目の質問については、以上で終わりたいと思います。

○議長（古賀ひろ子）

続けてどうぞ。鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢）

3番目の質問です。先ほどの質問は、子どもたちの悩みや苦しみにどう向き合っていくかというものでしたけれども、これは、私は子どもたちの悩みや苦しみの原因というのは、これ大人の影響というのもあるんじゃないかと思います。

子どもたちに、保護者以外で一番身近な存在である教員、先生がまず生き生きしていないと、子どもたちを指導・教育というのはできないというふうに思います。

そういった中で、公立小・中学校の教員不足及び長時間労働などの問題は、以前から改善すべきだという指摘がなされてまいりました。しかし、状況はいよいよ深刻になってきていると言わざるを得ないわけです。

いろんなニュースの報道なんかを見聞きしておりますと、危機的な学校の状況というのが分かってきたわけなんですけれども、宇美ではないんですけれども、ほかの自治体では新学期になっても担任が決まらない学級もあると、これもなかなか深刻だなと思います。

では、本町ではそういった担任が決まらない学級、教員不足問題で担任が決まらない学級、そういったものはあるのかということで、本町の実態についてお尋ねをいたします。

○議長（古賀ひろ子）

川畑学校教育課長。

○学校教育課長（川畑廣典）

ここ数年、配置されるべき教職員が全員配置されずに、いわゆる欠員のまま学校が運営されているというケースが、残念なことに一般化しているというような状況です。その傾向については、令和7年度においても続くと思われております。

しかし、今言われた担任不在、これはないように配慮をしているところです。

当町では、令和6年度当初は、欠員自体は小学校5校で3名、中学校3校で4名、欠員がありましたけれども担任不在はありませんでした。

令和7年度当初においても、現在、担任不在はないように調整をしているところです。

中学校においては、技術や理科の教員が慢性的に足りない状況ですけれども、令和7年度、宇美町においては適正に配置し、生徒の学力を保障してまいりたいと思っております。

最終的に欠員が生じた場合には、免許外申請また臨時免許付与などで対応をしていこうと考えております。

○議長（古賀ひろ子）

鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢）

本町も教員不足かなり深刻だなというのが今、答弁で分かりました。

担任は不在にならないように、少ない人員で工夫していらっしゃるというのは分かったんですけども、教員不足が一般化しているということで、大変な事態だなというふうに思います。

また、教員になったけれども、赴任してもうすぐに辞めてしまう教員の方もいるという話も聞いておりますが、本町の教員の離職率というのは、これは一体、どうなっているんでしょうか。お尋ねします。

○議長（古賀ひろ子）

川畑課長。

○学校教育課長（川畑廣典）

近年の状況です。令和4年度においては離職者は1名。この1名は経験5年以下の若年教員ということです。

次に、令和5年度の離職者については同じく1名ですが、この1名は若年教員ではありませんでした。

それから本年度、令和6年度の離職者は4名になります。この中の1名は懲戒免職が1人おりますけれども、残りの3名のうちに若年教員は1名ということです。退職の理由は様々で、個人情報なのでお伝えすることはできませんが、今、お示した数字の中にすぐに辞めた方というのはおられません。

宇美町には、全体で約300名ほどの県費教職員がおりますので、今の人数から行くと離職率としては1%以下というような形で低いということです。

○議長（古賀ひろ子）

鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢）

離職された方はおられるけれども、率としては1%以下ということで、理由はいろいろありますでしょうけれども、そういう状況だということは分かりました。幸い、一般的にニュースになるようなひどい離職率ではないということで、それは分かりました。

では、教員の確保のため、町独自でできるというのはなかなか厳しいかなと思いますけれども、限られてくるから大変かなと思いますけれども、町独自として、教員確保のために取組というのはどういったことをやっているのか。そういったことについてお尋ねします。

○議長（古賀ひろ子）

川畑課長。

○学校教育課長（川畑廣典）

県費教職員の確保については、県教育委員会の重要な役割となります。特に、福岡市との教職員の取り合いなどもあることから、採用試験を早めたり、3年時から受験を認めて合格を出したりといったこともやっているようです。

また、福岡教育大学では「先生になろうプロジェクト」なども進められているようです。

宇美町の教育委員会としても、ただ配置されるのを待つのではなく、知人等を含め、学校で働ける人の発掘に努めているところです。

先日も、宇美町の課長会の中で教育長から、ぜひ役場の職員の中で知り合いがいた場合には御紹介くださいということで、また全職員に対しても、インフォメーションなどでこういった呼びかけを行っているところです。

また、学びの多様化学校が4月から開校しますが、この学校で働きたいと連絡を下さった方が複数名おまして、4月より勤務をしていただくようにしているところです。

何らかの理由で一度学校を離れた方で、意欲また専門性の高い方は、実はたくさんいらっしゃるということで、今後も先生の発掘を積極的に行っていきたいと思っております。

○議長（古賀ひろ子）

鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢）

いろんな人脈ですとか、考え得る限り、いろんな方法を工夫されて、教員確保のために努力されているというのが伝わってまいりました。

ところで今、先生の数に対して授業時間が多過ぎるんじゃないかという話になっております。指摘がされております。

今、小学校では、1日5コマ、6コマが当たり前になっているというふうに聞いておりますが、授業数の実態についてはどうなっているのでしょうか。

○議長（古賀ひろ子）

川畑課長。

○学校教育課長（川畑廣典）

学校の授業数ですけれども、小学校4年生以上の学年については、年間1,015時間ということで、年間35週で実施をするということが前提になっています。それから計算すると、1週間に約29時間ほどの実施になるという形です。これを時間で戻しますと6時間が4日、5時間が1日というような計算になります。

ただ、これについては、2学期の始業を早めたり、この35週を増やすということで、5時間授業また給食後に下校する日を設定するというので、各学校で時数の工夫をしているということです。

○議長（古賀ひろ子）

鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢）

授業というものは、言うまでもなく教員の中心的な仕事になりますけれども、その授業には事前の教材研究などの準備や計画の時間、事後の子どもの理解度の評価などの振り返りの時間が必要となってまいります。さらに、教員には子どもの個別指導、打合せなど数多くのやらなければならない校務があります。

以前、1966年の教員は、現在のような長時間労働はありませんでした。その時代というのは、小学校を例にとると、教員の受け持ち授業は1日4コマというふうにされて、法律——義務教育標準法——によると、それに見合う基礎定数が配置されてきました。それは、1日のうち4時間は4コマの授業と休憩を取り、残りの4時間は授業準備、その他の校務に充て1日8時間を守ろうというものです。

ところが、今は授業の量に比べて教員が少な過ぎると言わなくてはなりません。今、おっしゃったとおり1日6時間が4日、5時間が1日ですか、そういったところで1日6コマ授業に使って、休憩時間を法律どおりに取れば、授業準備など様々な項目に充てられる時間は、定時の退勤までに僅か25分しかないというふうに言われています。これでは、長時間の残業をやらざるを得ないのではないかと思います。

こうした事情は、中学校や高校でも同様だと言われておりまして、この授業量に比べて少な過ぎる教員定数こそが、長時間労働を生み出している根本的な原因ではないかというふうに思います。

この仕組みを改めて、授業量に見合った教員の基礎定数を増やしていくことが、私は根本的に大事ではないかなと思います。

国の調査によると、公立の小・中学校では、平日に平均約11時間半働き——これは持ち帰りの残業も含みます。休憩は僅か数分で、土日の出勤もあるということで、高校でも平日平均10時間36分働いているという調査結果が出ております。

こんな働き方をしていたら、やはり教員といえども人間ですから心身病んでいく。精神性疾患による病休者は増加の一途をたどっており、2023年には7,000人を超えと言われております。痛ましい過労死というケースも聞いております。自分の子育てに時間が取れない、プライベートの時間がないといった教員の声も聞かれております。

こういった長時間労働が、私は教員不足の原因であると捉えています。教員志望の多くの学生たちが苛酷な働き方を避けて、別の進路を選んでいるのではないかと、これが教員不足の原因の1つではないかなというふうに思います。

私はもう、教員の長時間労働の解決は待たないなどと考えているわけですが、本町では教員の労働時間というのはきちんと把握されているのでしょうか。残業代というのは適正に支払われているのでしょうか。お尋ねをいたします。

○議長（古賀ひろ子）

川畑課長。

○学校教育課長（川畑廣典）

まず、教職員の時間外勤務についてですが、これについては、うちの宇美町ではしっかり行っているということです。

各学校で、出勤時間それから教員の退勤時間をそれぞれシステムに落としていますので、毎月そのデータを8校分、教育委員会に報告するというので毎月管理を行っております。

この中で、教職員の時間外の状況ですけれども、教職員では、学校ではやはり10月、11月が多くなるという状況で、中学校では、これに加えて6月が多くなりがちということです。この6月というのは、中学校では中体連前ということで、完全下校が19時ぐらいになるというようなことが要因となっております。

その3つ月に限ってお話ししますと、6月の3中学校で時間外の勤務時間は、平均で少ない学校で3時間弱、多い学校では4時間を超えるぐらい。それから10月、これは小・中学校全体ですけれども、少ない学校が大体1時間、多い学校で4時間。それから11月、これも小・中学校全体ですけれども、少ない学校でおよそ1時間半、多い学校ではおよそ3時間半の時間となっております。

授業時間が50分と長いこと、それから部活動の関係で、全体として中学校の時間外の勤務が多くなりがちです。また学校間、個人で差がありますので、あくまでも今言ったのは平均ということで、適切な業務分担また徹底した無駄の削減で、時間外勤務は削減していきたいと考えております。

また、後段の時間外の手当についてですが、これは報道等で御存じとは思いますが、県費教職員には残業に対する報酬というのはありません。一律に、教職員の調整額として支払われているということで、現在は給与の4%が全員に払われております。

これについては、人材確保法による処遇改善後の優遇分を超える水準となるように、令和7年度から段階的に引き上げられるというような情報となっております。現在のところでは、令和12年度に、この4%が10%になるように段階的に引き上げていくというような方針となっているようです。

また、この調整手当とは別に、部活動また宿泊を伴う学校行事などについては、特別勤務手当が支給されるような仕組みとなっております。

○議長（古賀ひろ子）

鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢）

実は、教員の労働時間を把握したほうがいいというのは、もう何年前になったか忘れましたが、大分前に私も議会で提案したときに、そのときは、教員というのは結局どこからどこまでが校務で、どこまでが校務じゃないのか分けるのが難しいので、労働時間の把握が難しいという答弁でした。そのときに比べると、今はきちんと労働時間把握されているということで、その点は前進、大分状況がよくなっているんだなというふうに感じていました。

もちろん、公立教員給与特別措置法の中で、公立学校の教員というのは残業代、制度から外されておりますけれども、こういったのは幾ら働いても残業代が出ないということで、これが長時間労働を野放しにしている原因じゃないかなと思います。

それで、これについてある裁判があったんですけど、裁判所もこの法律というのがもはや学校現場の実情に適合していないんじゃないかというふうに指摘もされております。

先ほど答弁の中にありましたけれども、教職調整額、教員の本給に上乘せ支給されるもの、現在、本給の4%これを10%に6年かけて引き上げる法案というのが今度の国会で提出されております。しかし、給与の改善では、肝腎の長時間労働というのは私は解決しないんじゃないかと。給与が上がった分、もっと働いてほしいと、長時間労働が固定化、助長されるおそれがあるというふうに考えております。

先ほども言いましたけど、以前は、教師の仕事、どこからが校務でどこまでが校務でないか、もう分けることはできないというふうに言っていたけれど、今はちゃんとそれができてるわけです。勤務時間の把握というのはきちんとされているわけですから、明らかに残業だと切り分けられるものについては、私は切り分けて、教員も残業代を支払うことを認める。そういうふうに法の枠組みそのものを変えていく必要があるんじゃないかなと思います。

もう、こうなってくると、ちょっと町政の枠を超えてくるわけですけども、私はでも、そういうふうに国政を動かしていかないと、今の教職員の長時間労働、教員不足というのは解決していかないんじゃないかなというふうに思います。

ちょっと話を戻しますけれども、今、先生の仕事が多過ぎるという指摘もありますので、ちょっと研究会や発表会、学力テストなど、こういったスケジュールの見直しをして、教員の負担軽減を図ることはできないでしょうか。このことについてお尋ねをいたします。

○議長（古賀ひろ子）

川畑課長。

○学校教育課長（川畑廣典）

教職員の負担軽減ということで、宇美町教育委員会では、これについては実際にもう、始められるところから始めるということで、令和7年度、積極的に進めているところです。

まず、令和7年度に紹介しますが5つの内容があります。

1つは、宇美町教育委員会主催の研修会を3分の1にして、教職員の主体的な研修受講を促進する。2つは、運動会、体育会終了までは、町主催の研修会は行わない。

それから3つは、宇美町教育委員会主管の年に3回、学校を訪問してヒアリングがございましたが、これは廃止します。それから4つは、水泳学習の民間委託。

それから5つは、夏季に学校閉庁日というのを設けているんですが、この閉庁日を11日にします。これには土日が含まれます。（発言する者あり）平日でいうと、およそ6日です。

また、年に10回以上の連続休暇を2回設定をするということです。こういった取組をやりながら、またさらに中学校では自動採点アプリのリアテンドラントというものを導入しまして、定期考査また単元テスト等の採点に係る時間を削減しているということで、負担軽減に努めているところです。

○議長（古賀ひろ子）

鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢）

以前から行われていた研修会を見直すと——減らすということですね、3分の1に減らしたというのは、もうかなり思い切った見直しをされたんだなというふうに思います。そういったところで、本町では既にできるところはやっているということがよく分かりました。

学校教育課長、教育長は、日頃から現場で苦勞されながら真摯に職務を全うされているということは私もよく存じております。ただ、やはり今の日本の政治が抱えている根本的な問題については指摘せざるを得ないわけで、例えば教職員の増員などを政府に要求すると、政府はすぐに財源がないと言うわけです。しかし、以前は教育予算より少なかった防衛費を、財源もないのに教育予算の倍にまで膨張させているという現状があります。こんな放漫財政をしているから、教育に予算が回せないんじゃないでしょうか。

私たち日本共産党としては、アメリカ言いなりの大軍拡、大企業や大資産家への大減税をやめて、そうすれば年に二十数兆円の財源をつくることのできる。こういう財源提案を行っております。学校がもたないといった、こういった今の切迫した事態を打開するには、僅かな給与改善でごまかそうとする政府・与党のやり方ではなくて、教員にも残業代を導入する。授業の量に見合っ、て、教員の基礎定数を増やす。こういう改革が必要ではないかなということを訴えまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（古賀ひろ子）

9 番、鳴海議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（古賀ひろ子）

通告番号4番。1番、小林議員。

○議員（1番 小林孝昭）

一般質問を開始させていただきます。

第7次宇美町総合計画が令和5年度にスタートし、3年目になります。宇美町に暮らす人、働く人、学ぶ人、訪れる人など、宇美町に関わる人々と町の将来像を共有し、令和12年度に向けた全8年間の計画となっています。

町の将来像は、「『このまちが、いい。』わたしたちの誇り 宇美」です。

基本目標は6つの柱があり、基本目標1は、みんなで「子どもの育ち」を応援し、生涯にわたって「学び」を楽しむ「笑顔」をうみだすまち。基本目標2は、支えあい「いきいき」と暮らし続ける「元気」をうみだすまち。基本目標3は、災害に強く誰もが「安全」に暮らせる「安心」をうみだすまち。基本目標4は、豊かな自然環境と調和した「心地よい暮らし」をうみだすまち。基本目標5は、地域の特性を活かした「活気ある産業と交流」をうみだすまち。基本目標6は、町民と行政がパートナーとなり共働で「まちの魅力」をうみだすまちと、6つのうみだすから、この町がいいと、小さな子どもたちから全ての世代に思ってもらえる宇美町を目指しています。

総合計画の実現に向けた可能性を高めたいと思い、現在の厳しい財政状況ではありますが、持続可能な財政運営の実現が求められており、そのためには、6つの柱に結びつく新たな宇美町の価値を生み出すシンボルが必要だと考えました。

そこで、宇美町のシンボルとして苺を提案いたします。苺は草冠に母と書き、赤くきれいなたくさんの実をつけることから、子孫繁栄や子どもを思う愛情の象徴とされる果実だと思います。宇美町には、古くからの歴史の特性との親和性が高く、地域の魅力を生かしたまちづくりの原動力となるのではないのでしょうか。

また、福岡県が誇る特産品あまおうとの連携を図りながら、「苺×宇美町」のブランド化を推進し、母子支援、観光振興、食育の促進を一体的に進めることで、全国に向けた宇美町の魅力の発信力を高めることが可能だと思います。

さらに、将来的には、宇美町で生産された苺をふるさと宇美町応援寄附金の返礼品として、お母さんと子どもの育ちを支援する苺として、得られた寄附金を子育て支援の充実に役立てることができれば、何よりの「苺×宇美町」のブランド化につながるのではないのでしょうか。

現在、多くの自治体がふるさと納税による財源確保に力を入れており、年々そのルールが厳格

化する中で、宇美町としても持続可能な財政運営の方策を検討する必要があります。苺を軸とした地域資源の活用により、宇美町ならではの強みを生かし、未来へつなげるまちづくりを進めることを提案いたします。

それでは、最初の質問いたします。本町のふるさと納税における苺の出荷状況は。また、本町で生産した苺をふるさと納税の返礼品とした場合のメリットを教えてください。

○議長（古賀ひろ子）

瓦田シティプロモーション課長。

○シティプロモーション課長（瓦田浩一）

すみません、座ったまま失礼いたします。

今、御提案がありましたふるさと納税における苺の出荷状況について回答をまず、させていただきます。

当町のふるさと納税において返礼品として登録している苺の品種は、福岡県が地域資源として認定しておりますあまおうのみになります。今年度の申込件数は、2月24日時点で1万1,445件、パック数に直しますと約5万1,500パックで、約1億5,000万円の寄附金を頂いております。

あまおうは、福岡県が地域資源として認定しているため、県内はどの市町村でも返礼品として登録することができ、自治体同士の争奪戦が生じている状況でございます。当町においても例外ではなく、主力返礼品でありながら町内で生産されていないという現状がございますので、町内で生産していただき返礼品として登録していただければ、大変心強いですし、ありがたく思います。

仮に、今年度の申込みベースで換算しますと、1パック800円と仮定して約4,120万円の売上げが町内の生産者に入ることになりますし、税収増にもつながりますので、町内で経済が循環するとともに、その先の町の政策など多方面への波及効果が期待できると思われま。そういった点が、苺あまおうをふるさと納税の返礼品とした場合のメリットと考えます。

以上でございます。

○議長（古賀ひろ子）

小林議員。

○議員（1番 小林孝昭）

あまおうの返礼品では、今年度、約1億5,000万もの寄附が集まっているとのこと、大変ありがたく、そして素晴らしい実績だと思います。

しかしながら、もし宇美町内で苺の生産が行われ、それを返礼品として活用できれば、町内の生産者の所得向上、自治体の税収増加、さらには地域経済の循環から活性化にもつながると思

ます。さらに、宇美町で苺の生産が行われることにより、町の特色としての苺ブランドの確立も期待できます。これにより、宇美町の魅力を町外へ発信する新たな機会となり、移住促進や関係人口の増加にもつながる可能性があります。

次の質問に行きます。宇美町では苺の生産がゼロとなっておりますが、本町で苺を一から生産する利点と課題を教えてください。

○議長（古賀ひろ子）

藤木都市整備課長。

○都市整備課長（藤木義和）

農業施策でございますので、都市整備課のほうから回答させていただきます。農家が一から苺を栽培する場合のメリット及びデメリットについて御説明させていただきます。

苺の栽培方法につきましては大きく2つあります。

1つは露地栽培とハウス栽培の2つに分けられます。露地栽培の場合は、自然環境で栽培されるため、メリットとしては苺本来の味を楽しめるだけでなく、栽培の初期投資を安く抑えることができます。デメリットとしては、風雨や気温など天候の影響を受けやすい。それともう1つは、出荷量や品質を安定させにくいというデメリットがございます。

一方、提案のあまおうでございますが、あまおうにつきましてはビニールハウスによる栽培方法となりますので、メリットとしては天候の影響を受けにくい、出荷量や品質を安定させやすいというのがメリットでございます。デメリットにつきましては、ビニールハウスや暖房施設、設備投資が非常に高額になるということがデメリットでございます。

宇美町で苺を生産する利点としては、ブランド化を目指してふるさと納税返礼品の登録による収益拡大が考えられますが、宇美町には農業振興地域が存在しないことから、国の補助金の対象事業が限定的となりますので、デメリットと同様に資金計画が組みづらいというのが全体的なデメリットとなります。

実際に、投資額でモデルケースで申し上げますと、夫婦2人で、田んぼで農家の単位面積でありますけれども2反——約20アール——2,000平米がモデルケースとして示されているんですけれども、設備投資額は5,000万、これは土耕栽培の場合での金額となります。これが今、主流である高設栽培となってきますと、これに設備投資が上積みされていくというようなところでございます。

○議長（古賀ひろ子）

小林議員。

○議員（1番 小林孝昭）

宇美町で苺を生産への道は大変厳しいことが分かりましたが、しかし実現できれば、買って

ただいた苺の代金が宇美町の地にしみ込むことは、地域で循環する経済の中に何よりしみ込むものだと思います。それが地域振興になり、また、それが宇美町の地方税となり巡っていくことも大変重要だと思います。

次の質問ですが、今までに苺の生産にチャレンジされた方がいないのは大変残念なことではあるのですが、もし今後、チャレンジされる方が来られた際の苺農家への支援策と、福岡は苺の生産が多くされており技術も日々進歩しております。田んぼや畑以外でのA Iを使った栽培方法なども確立されてきており、様々な栽培方法での宇美町産苺の可能性と栽培方法の種類を教えてください。

○議長（古賀ひろ子）

藤木課長。

○都市整備課長（藤木義和）

宇美町の農業につきまして、現在、水稻栽培、米の作付がほぼ9割というところでございますが、苺を栽培したいという生産者の相談があれば、相談者の思いを伺いまして圃場の紹介、それから栽培技術の習得や資金計画などに関する情報提供、それから各種補助金等の提案をさせていただくこととなります。

最新のハウス栽培につきましては技術進歩が非常に進んでおりまして、土壌伝染病によるリスクがない高設栽培——高床式です——こういった栽培方法もございます。

それから、データを使ったマニュアル化や数年かけて行う土壌づくりが全く不要になりますので、1年目から栽培できる養液栽培、要は肥料を自動で行うようなA Iを使ったスマート農業が進んでおります。こういったものを導入すると当然、設備投資は高額になっていくというところもあります。苺の収益というのは単収が非常に高い収益性があるんですが、やはり技術面と資金面でハードルが高いということを踏まえて、都市整備課でもそういったサポートはさせていただきたいというふうには考えております。ただ、やはり最終的には、苺栽培を希望される生産者の意欲というものが最も重要であるというふうに考えております。

次に、設備投資などの十分な資金確保と事業計画を立てることが宇美町産苺の可能性が出てくるというふうに考えているところでございます。

○議長（古賀ひろ子）

小林議員。

○議員（1番 小林孝昭）

宇美町では、水稻栽培がメインということですが、水稻栽培は春から秋までの時期が繁忙期となり、また苺は秋から、そして次の春までの時期が繁忙期となるので、繁忙期と閑散期が被らない時期というのがあるので、今後、苺が繁忙期のときは水稻栽培の方たちも協力してもらったり、

また苺農家の人たちが水稲栽培の繁忙期を支えるという形の取組ができれば、今後も可能性はあるのではないかと思うので、私自身、今後も情報を集めていきたいと思います。

次の質問に行きます。

次に、苺を使った「苺×宇美町」を活用した観光振興やイベント開催の可能性がないか、お伺いいたします。

○議長（古賀ひろ子）

質疑の途中ですが、ただいまから暫時休憩とします。

14時42分休憩

.....

14時45分再開

○議長（古賀ひろ子）

休憩前に引き続き会議を再開します。

東日本大震災の発生から14年がたちました。この震災により多くの命が失われたことを、私たちはいつまでも心に留めたいと思います。

会議の途中ですが、犠牲になられた皆様に対し哀悼の意を表すべく、2時46分から1分間の黙禱をささげます。

皆さん、御起立ください。黙禱。

〔黙禱〕

○議長（古賀ひろ子）

お直りください。着席どうぞ、お願いします。

それでは、一般質問を再開します。

小林議員どうぞ——回答のほうから、瓦田課長。

○シティプロモーション課長（瓦田浩一）

すいません、途中でしたので、議員からの「苺×宇美町」を活用した観光振興やイベントの開催の可能性はということに対する回答をさせていただきます。

先ほどから申し上げておりますとおり、現状としては苺を生産されている方は町内におられませんので、苺と宇美町を掛け合わせるというイメージをなかなか持ちにくいという部分はあると思います。しかし、議員が御提案されているようなイメージ戦略という意味では有効な部分はあると思います。

例えば、苺を使用したスイーツフェアを開催し、町内の飲食店を周遊してもらうことなどが考えられ、先に「苺×宇美町」というイメージを植え付けていく。そうすることで、この先、苺を生産する就農者が現れ、町内産の苺をふるさと納税の返礼品に登録していただく。加えて、取

れたての苺を使用したスイーツの販売や苺狩りができる観光農園などを経営していただき、来訪者が増えればうれしいことだと思います。

苺の生産が先か、イメージ戦略が先かではありますけれども、観光振興やイベントの開催に当たっては、飲食店などの事業者の皆様のご協力が必要となりますし、何よりもそこに行き着くまでの——なぜ宇美町で苺なのかというストーリーの確立が重要かと考えております。

以上でございます。

○議長（古賀ひろ子）

小林議員。

○議員（1番 小林孝昭）

宇美町産苺で当町への観光する場所が増え、宇美町の回遊性が高まることは、地域経済の活性化にもつながり、また町外にて販売されれば、宇美町産の名前が店頭に並ぶと、当町への認知度も向上することができ大きな宣伝効果にもなるのではないのでしょうか。

なぜ、宇美町で苺なのか。宇美町が苺を推す理由を聞かれた際には、宇美町の特産品でもあり、そして何より、宇美町にはお母さんと子どもの育ちを大事にしてきた歴史があるのだと伝えることができると思います。宇美町は、苺にストーリーを持たせることが最適な町なのかもしれません。

次の質問に行きます。

「苺×宇美町」宇美町を活用した子育て支援と、子どもたちの成長を支える取組の可能性について伺います。

○議長（古賀ひろ子）

入江こどもみらい課長。

○こどもみらい課長（入江和美）

まず、当町の特徴的な子育て支援というのを申し上げさせていただきたいと思います。

取組につきましては、まず、妊産婦応援事業という事業を行っております。これは妊娠中から出産後の母体の回復、育児不安の軽減を図るために、支援を必要とする妊産婦さんの個々の状況に合わせて必要なサービスを、合わせて上限4万円までできる事業ということになっております。

次に、うみハピネスこどもみらい課横に隣接しております、子育て支援センターゆうゆうがございます。これは、就学前の子どもとその家族が気軽に来館をいたしまして自由に過ごすことができる施設です。保育士や子育てサポーターが常駐いたしまして、子育てに関する悩みや不安を相談できる場を提供しているものでございます。

このゆうゆうは、昨年度20周年を迎えまして、多くの親子が利用して親しまれている施設で

ございます。また、今年度は、各小・中学校で実施しています子育てサロンのサポーターを育成するための子育てサポーター養成講座を、コロナ禍を経て5年ぶりに実施したところでございます。

それから就学後は、小学5年生と中学2年生を対象にうみっ子健診を実施いたしております。これは健診、その後の健診結果を基に、保護者のみならず、子どもに対して保健指導をすることで、子ども自らが食に対する選択する力がつくよう、将来の生活習慣病発症を予防することを目的とした事業でございます。

今、ライフステージごとに特徴的な事業を3つ申し上げましたが、このほかにも多岐にわたる子どもたちの成長を支える事業を実施しているところでございます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子）

小林議員。

○議員（1番 小林孝昭）

少子高齢化の問題が全国的な問題となっておりますが、国も様々な支援を行っておりますが、当町でも、日頃より子育て支援に職員の方々が、また各種団体の方が限りある財源の中から工夫や試行錯誤をし、子育て支援に日々支援をしていただいています。皆様のおかげで、うちにも3人の子どもがおり、日々すくすくと育つことができおり、またこの場をお借りして心より感謝申し上げます。

次の質問に行きます。福岡県は県産品のあまおうの生産が多くされており、技術も日々発展しておりますが、中でもAIを活用したスマート農業には、苺を摘み取るロボットや温度管理など、多くのプログラムを駆使して人の負担を減らし、生産力を維持する省力化が進んでおります。

宇美町でも、先進的な技術を活用した苺栽培が可能となれば、子どもたちにはぜひとも体験してほしいと思っています。地元で生まれた苺が苗から実を实らせるまでの生産過程、そして苺の漢字の由来と一緒に宇美町に根付く伝統を伝えることができれば、ふるさとを伝える食育ができるのではないかと考えます。

苺の生産が可能となれば、農家と協力して、学校の授業の中でもスマート農業体験や食育などを進めていくことはできないでしょうか。

○議長（古賀ひろ子）

川畑学校教育課長。

○学校教育課長（川畑廣典）

現在、町内の小中学校では、この農業体験などの活動について小学校2校で行われておりまして、これは、地域との連携によって米作りなどの農業体験活動をしております。

町外の農家で体験学習を行うということではできないと考えますが、例えば今、御提案のありました宇美町内にそういったスマート農業をされる農家の方がおられて地域連携ができるということであれば、体験学習は可能だというふうに思います。

また、そのような体験学習から、学校で行う食に関する指導や家庭地域で行う食育に発展的につなげることも可能だというふうに考えます。

○議長（古賀ひろ子）

小林議員。

○議員（1番 小林孝昭）

ありがとうございます。宇美町生まれの苺が実現した際には、ぜひとも子どもたちの学び場として、体験と食育につながってほしいと思います。

最後の質問となりますが、ここまで話してきた内容は、まだ可能性の段階にとどまっています。しかし、これらをゼロから1へと実現することができれば、宇美町が得られるものは非常に大きいのではないのでしょうか。

宇美町で生まれた苺を通じて、子どもたちに苺の字の由来や地域の伝統、食料生産の技術を伝えることができるだけでなく、その収益が地域経済の活性化や町の認知度向上にもつながります。さらに、ふるさと納税などの仕組みを活用することで、その利益を子育て支援と循環させることも可能です。

苺と宇美町を結びつけ、A I、愛の力でお母さんと子どもの育ちを応援する町として発信していくことで、少子高齢化が進む中においても、全国の自治体の中で宇美町が子育ての尊さを伝えるモデルケースとなり、未来の世代へつながる持続可能なまちづくりを実現できるのではないのでしょうか。

宇美町として、このような取組が子どもたちの育ち、またお母さんの支援をする取組につながるかどうか、今後の宇美町の考えを教えてください。

○議長（古賀ひろ子）

入江こどもみらい課長。

○こどもみらい課長（入江和美）

宇美町は、先ほど議員がおっしゃられましたように、歴史的背景それから宇美八幡宮に象徴されるように、子どもの健やかな成長、安心して子どもを産み育てることができる子育てするなら宇美町での下、子ども関連の施策を町として実施しているところでございます。

先ほど、私のほうでライフステージごとの事業を回答させていただきましたが、直接的に苺に関連した取組というのは、現在、取組としては行ってないわけですが、それが今後、苺を使った子育て支援との取組が可能で、それを町内外に発信することができるということ

であるならば、より一層、取組に厚みが増すものではないかというふうに考えております。

現時点で、先ほど申し上げましたように、苺と子育て施策に関連した具体的な取組等は、今のところ持ち合わせておるということではございませんが、いずれにいたしましても、宇美町産の苺の生産、ふるさと納税の返礼品になることについては、生産者の力に期待する部分が非常に大きいというふうに思っております。

町で生産された苺を活用して、子育てに関連する情報発信や子育て施策事業への取組が実施でき、それが結果として子育てするなら宇美町でつながるものであれば、積極的に活用してまいりたいというふうに考えております。

○議長（古賀ひろ子）

小林議員。

○議員（1番 小林孝昭）

宇美町産の苺を実現するには、なかなか道のりが厳しいとは思いますが、生産の希望者が現れればたくさんの支援ができ、また、それを活用する場も宇美町にはたくさんあるということが分かりました。

「『このまちが、いい。』わたしたちの誇り 宇美」を実現するためにも、今後もその解決策を見つけれるよう挑戦していきたいと思っております。

これで、私の一般質問を終わります。

○議長（古賀ひろ子）

1番、小林議員の一般質問を終わります。

○議長（古賀ひろ子）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

○議会事務局長（太田美和）

起立願います。礼。お疲れさまでした。

14時59分散会
